上里町地域福祉推進プラン

『地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』

第3期上里町地域福祉計画·第2期上里町地域福祉活動計画 第2期上里町自殺対策計画·上里町成年後見制度利用促進基本計画



令和5年3月

上 里 町

社会福祉法人 上里町社会福祉協議会

はじめに

上里町では、第 | 期上里町地域福祉計画を平成 25年3月に、上里町地域福祉推進プラン(「第2期 上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画」 を平成30年3月に、「上里町自殺対策計画」を平成 31年3月に策定し、地域福祉の推進に取り組んで まいりました。



近年では、人口減少や少子高齢化、核家族化などの世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などにより、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどをはじめとした制度の狭間にある人や、複合的な問題を抱える人への支援が課題になっています。

また、毎年2万人を超える方が自殺で亡くなっており、かけがえのない多くの 命が日々、失われているという由々しき事態が続いています。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大は人々の生活や地域活動に大きな影響を与え、これまで築き上げてきた人と人とを繋げる活動の停滞にもつながってきました。

こうした中、国においては地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人 と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きが い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取組が進められて おります。

このような社会情勢を踏まえ、これまで掲げてきた基本理念である『地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』を継承し、「上里町地域福祉推進プラン(第3期上里町地域福祉計画・第2期上里町地域福祉活動計画・第2期上里町自殺対策計画・上里町成年後見制度利用促進基本計画)」を策定しました。

「上里町地域福祉推進プラン」では、これまでの計画に加え「第2期上里町自殺対策計画」及び「上里町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定することにより、各計画の関連する分野や施策の連携の強化を図り、現代社会における様々な課題に対応した横断的な地域福祉を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご助言をいただきました策定委員会の皆さまをはじめ、アンケートや住民懇談会にご協力いただきました町民の皆さまに厚く感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和5年3月

上里町長・社会福祉法人上里町社会福祉協議会会長 山 下 博 ー

目 次

第 章	: 計画の策定にあたって	
第Ⅰ	節 計画策定の趣旨	
第2	節 近年の国等の動向	
第3	節 計画の位置付け	2
第4	節 計画の期間	4
第5	節 策定体制	5
1	上里町地域福祉推進プラン策定委員会	5
2	上里町地域福祉推進プラン策定作業部会	5
3	住民意向の把握	5
第2章	- - 上里町の概況	6
•	節 人口等の状況	
77 1	総人口及び世帯数の状況	
2		
3		
4		
5		
6		
第2	節 上里町社会福祉協議会の概要	
1	主な事業内容	
第3章	: 上里町の地域福祉を取り巻く現況と課題	22
おう早 第一		
- 東 -	副 住民アンケートの概要	
2		
3		
4		
	節 上里町地域福祉推進プランの実施状況	
3, 2	第2期上里町地域福祉計画の実施状況	
2		
3		
_	節 住民懇談会(地域福祉を考える会)の開催	
	住民懇談会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		
- 第 4		
1	「上里らしい、上里にふさわしい」相談支援体制の構築	
2	住民主体の生活支援体制の整備	

	3	我が	バ事と	して	の自殺	対策	の推:	進								52
	4	成年	F後見	制度	の啓発	・普	及									52
第4	卋	ᅪᆱ	5. A H	숬												E 2
•					• • • • •											
	一節				• • • • •											
•	2節															
第	3節	Ē	目標指	標	• • • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •		• • • •	• • •	55
第	4節	i 対	也域福	祉活!	動の圏	域	• • • •								• • •	55
第	5 節	i が	拖策体	系		• • • •									• • •	56
第	6節	i が	拖策の	展開												57
	基本	目標	票	地域	包括ケ	アの	推進									57
	基本	目標	票2	地域	福祉を	支え	る基	盤整	備							60
	基本	目標	票3	地域	ネット	ワー	クに	よる	支え	合い	の構築	色				63
	基本	目標	票 4	住民主	E体によ	る福祉	止活動	の推	進(第2期	月上里町	J地域衬	富祉活	動計画	i) .	67
	基本	目標	票 5	誰も自	自殺に追	追い込	まれ	ない	まち	(第2	期上	里町自	殺対領	(表計画)) .	72
	基本	目標	票6	本人	らしい生	生活の	実現	(上	里町店	战年後	見制 周	度利用	促進基	基本計i	画)	83
	-	\	1//	> //												
第5																
第	一節	言言	†画の	推進	体制	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •	• • • • •		• • • • •	• • •	87
	I	町슄	全体に	よる?	推進組	織の	設置	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •			• • • • •	• • •	87
	2	支音	『社協	単位	での地	域福	祉活!	動の	推進	. • • • •					• • •	87
第	2節	i 近	進行管	理		• • • •									• • •	87
	1	計画	画の進	捗状:	況の把	握										87
	2	進技	步状況	の確	認・検	討										87
次纠	絔															00
					置要綱											
	2				要綱・											
	3				• • • • •											
					• • • • •											
	5	用語	吾説明	• • • •	• • • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • • •		• • • •	• • •	93

本文中「*」印を付している用語は、資料編に「用語説明」があります。

第 | 章 計画の策定にあたって

第 | 節 計画策定の趣旨

- 〇上里町及び上里町社会福祉協議会では、平成29年度に基本理念を「地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち」として「上里町地域福祉推進プラン(「第2期上里町地域福祉計画」及び「上里町地域福祉活動計画」)を策定し、その推進に努めてきました。
- 〇また、平成30年度に基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」 として定め、その理念のもと「上里町自殺対策計画」を策定し、その推進に 努めてきました。
- 〇これらの計画の見直しに合わせ、「上里町成年後見制度利用促進基本計画」も含め、一体的に「上里町地域福祉推進プラン(第3期上里町地域福祉計画・第2期上里町地域福祉活動計画・第2期上里町自殺対策計画・上里町成年後見制度利用促進基本計画)」として策定し、次に掲げる「近年の国等の動向」を踏まえ、*地域共生社会の実現を目指すものです。

第2節 近年の国等の動向

- ○平成29年5月 社会福祉法の改正(平成30年4月Ⅰ日施行)
 - ・「*我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
 - ・理念実現に向けた包括的な支援体制づくりについて規定
 - ・地域福祉計画の充実(福祉各分野の上位計画として位置づけ)
- ○令和2年6月 社会福祉法の改正(令和3年4月 | 日施行)
 - <地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律>
 - ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な 支援体制の構築の支援
 - ・「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援(狭間のニーズへの対応)」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的な 支援体制の整備
- ○令和3年3月 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の 改正
 - ・市町村地域福祉計画策定のガイドラインの改定
- ○令和3年3月 埼玉県自殺対策計画(第2次)策定
 - ・相談支援体制の整備
 - ・自殺ハイリスク者の支援
 - ・子ども・若者の自殺対策

○令和4年3月 第二期成年後見制度利用促進基本計画策定(令和4~8年度)

- ・成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実
- ・尊厳ある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

○令和4年10月 自殺総合対策大綱の見直し

- ・子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ・女性に対する支援の強化

第3節 計画の位置付け

- ○第3期上里町地域福祉計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条 に基づく計画です。
- ○第2期上里町地域福祉活動計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第109 条に基づく団体となる上里町社会福祉協議会の計画です。
- ○第2期上里町自殺対策計画は、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13 条に基づく計画です。
- 〇上里町成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律29号)第14条第 I 項に基づく計画です。
- ○これらを一体として策定する「上里町地域福祉推進プラン」は、第5次上里 町総合振興計画後期基本計画の将来像である「ひと・まち・自然が共に輝く "ハーモニータウン かみさと"」を実現するための部門別計画であり、関 連計画等と整合を図り策定するものです。
- ○SDGs(エスディージーズ:持続可能な開発目標)は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2015年の国連サミットにおいて、すべての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で、17のゴールが掲げられました。

第5次上里町総合振興計画後期基本計画では、「基本目標2 地域福祉の充実」に関連するSDGsとして次の4つのゴールが位置付けられており、本計画においてもこれらの考え方を踏まえ、取組を進めます。

Ⅰ 貧困をなくそう



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。

3 すべての人に 健康と福祉を



あらゆる年齢のすべ ての人々の健康的な 生活を確保し、福祉を 促進する。

10 人や国の不平等をなくそう



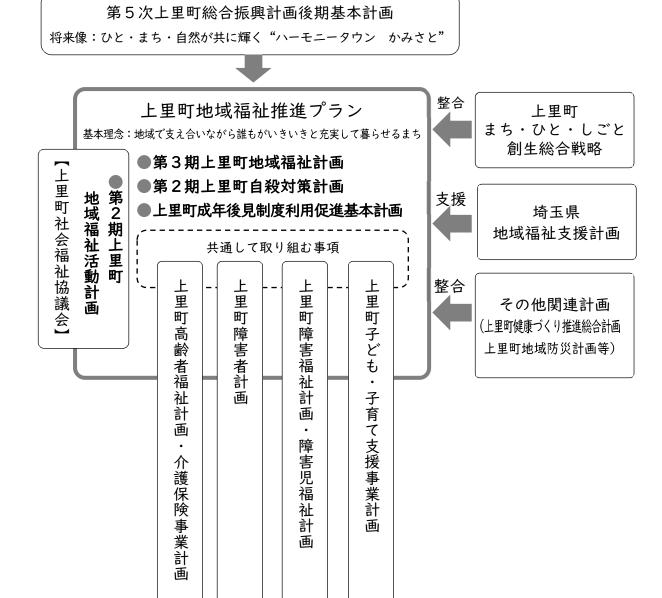
各国内及び各国間の 不平等を是正する。

| II 住み続けられる | まちづくりを



包括的かつ安全かつ強 靭(レジリエント)で持 続可能な都市及び人間 居住を実現する。

■計画の位置付け



第4節 計画の期間

○計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とし、令和9年度に計画の見直しを実施します。

■上里町の各計画の期間



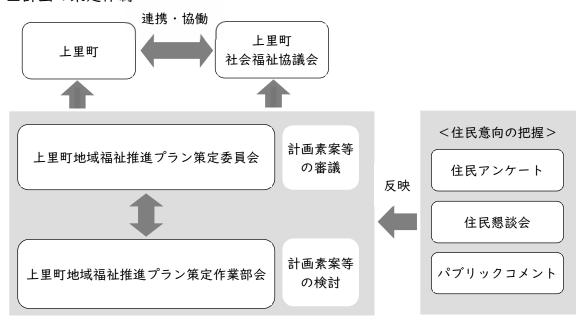
第5節 策定体制

- I 上里町地域福祉推進プラン策定委員会
 - ○学識経験者、地域福祉等関係団体の代表者、社会福祉施設の代表者、行政関係者等による計画策定にかかわる審議を実施しました。
- 2 上里町地域福祉推進プラン策定作業部会
 - 〇庁内関係各課及び上里町社会福祉協議会職員により、現状や課題、今後の取組についての検討を実施しました。

3 住民意向の把握

- (I)上里町地域福祉推進プランにかかわる住民アンケート(令和3年度実施)
- ○18歳以上の住民1,500人を対象に、郵送配付・回収によりアンケートを実施しました。622人からの回答があり、回収率は41.5%となりました。
- (2) 住民懇談会(地域福祉を考える会)の開催
 - 〇上里町社会福祉協議会の支部社協の役員の参加により住民懇談会を開催し、 地域共生社会の実現に向け、グループ別による検討を実施しました。
- (3)計画(素案)に対する住民からの意見募集(パブリックコメント)
 - ○計画(素案)について、住民から広く意見を募集するために、パブリックコメントを実施しました。

■計画の策定体制

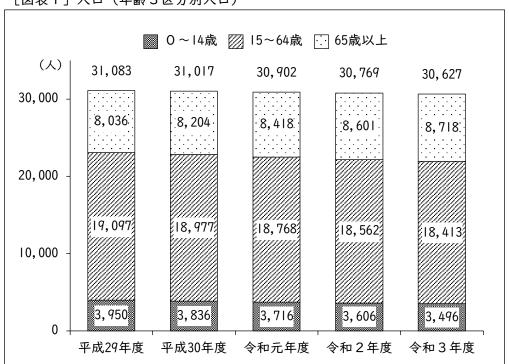


第2章 上里町の概況

第1節 人口等の状況

- I 総人口及び世帯数の状況
 - 〇総人口は、平成29年度の31,083人からやや減少傾向にあります。年齢3区分別人口では、0から14歳人口及び15から64歳人口が減少傾向にあり、65歳以上人口が増加傾向にあります。[図表1]
 - ○令和3年度末の5歳階級別人口は、男性、女性ともに40から54歳、65から74歳の人口が多くなっています。[図表2]
 - 〇世帯数は、平成29年度のII,515世帯からやや増加傾向にあります。平均世帯 人員は平成29年度の2.64人から減少傾向にありますが、国・県の値を上回っ ています。[図表3]

[図表 I] 人口(年龄3区分別人口)



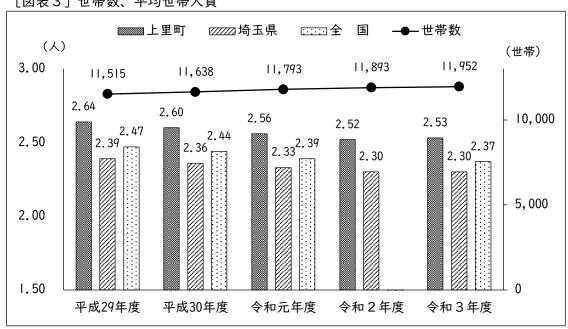
注) 各年度末現在

資料:町民福祉課 住民基本台帳

男性 女性 144 90歳以上 392 255 85~89歳 //////////// 500 500 833 1,190 1,046 961 944 1,181 1,334 1,115 870 760 737 789 827 714 552 506 ¬ (人) (人) 一 1500 1000 500 0 0 500 1000 1500

[図表2] 男女別5歳階級別人口(令和3年度末)

資料:町民福祉課 住民基本台帳



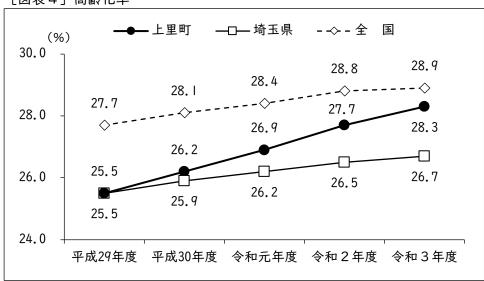
[図表3] 世帯数、平均世帯人員

注)各年度6月1日現在 国民生活基礎調査は令和2年度は中止 資料:上里町 町民福祉課 住民基本台帳 埼玉県 埼玉県推計人口(月報データ)を基に算出 全 国 厚生労働省「国民生活基礎調査」

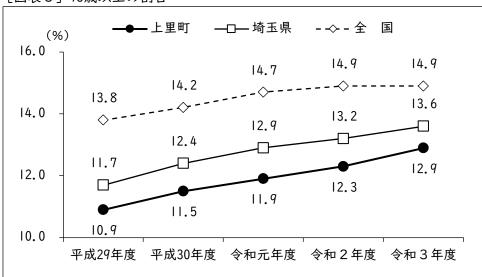
2 高齢者の状況

- (1) 高齢化率及び高齢者世帯数の状況
 - 〇高齢化率は、平成29年度の25.5%から上昇傾向にあり、埼玉県の値は上回っていますが、全国の値は下回っています。「図表4]
 - ○75歳以上の割合は、平成29年度の10.9%から上昇傾向にありますが、埼玉県、 全国の値を下回っています。[図表5]
 - ○65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、高齢者のひとり世帯は平成29年度の 1,798世帯から増加傾向にありますが、ひとり暮らし以外の高齢者がいる世帯は3,367世帯から減少傾向にあります。[図表6]

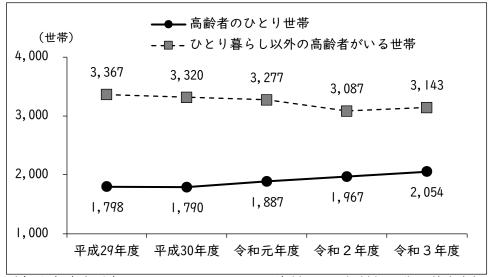
[図表4] 高齢化率



[図表5] 75歳以上の割合



注)上里町・埼玉県:各年度 | 月 | 日現在 資料:上里町・埼玉県 埼玉県町(丁)字別人口調査 全国:各年度 | 0月 | 日現在 全国 内閣府「高齢者社会白書」



[図表6]65歳以上の高齢者がいる世帯

注) 各年度末現在

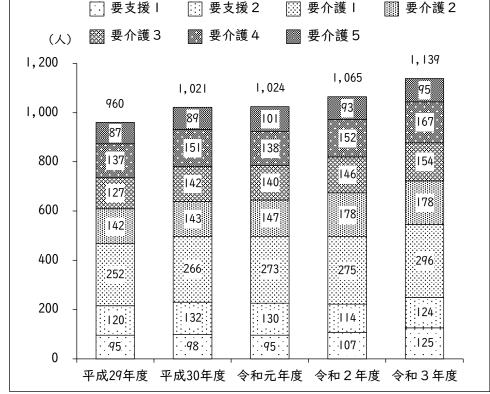
資料:町民福祉課 住民基本台帳

(2)要介護認定者数等

[図表7] 要介護・要支援認定者数

- ○要介護認定者数は、平成29年度の960人から増加傾向にあります。[図表7]
- ○要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通 の困難さがみられる日常生活自立度Ⅱ以上の方は、平成29年度の615人から 増加傾向にあります。[図表8]

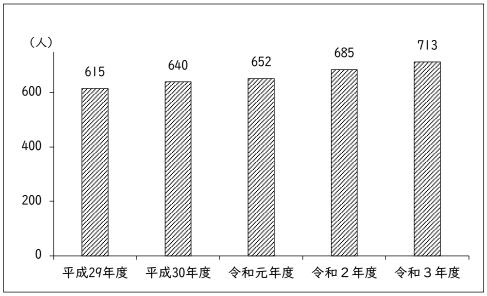
□ 要支援 Ⅰ □ 要支援 2 ◯ 要介護Ⅰ (人) 翻要介護3 ■ 要介護 4 ■ 要介護 5 1,200



注) 各年度9月末現在 介護保険事業状況報告

資料:高齢者いきいき課

[図表8] 認知症高齢者数

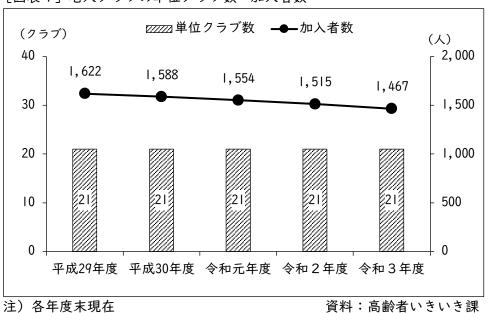


注) 各年度末現在 資料:高齢者いきいき課 要介護認定者のうち、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通 の困難さがみられる日常生活自立度Ⅱ以上の方を認知症高齢者として計上

(3) 老人クラブの状況

〇老人クラブの単位クラブ数は近年は21クラブで推移していますが、加入者 数は平成29年度の1,622人から減少傾向にあります。[図表9]

[図表9] 老人クラブの単位クラブ数・加入者数



注) 各年度末現在

(4)健康寿命期間

○埼玉県では、65歳に達した方が健康で自立した生活を送ることができる期間として、介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間を「健康寿命」として算出しています。上里町の健康寿命期間は、平成28年以降、男性は17年台、女性は21年前後で推移しています。近年では、男性は埼玉県の値と同様であり、女性は埼玉県の値をやや上回っています。[図表10]

── 上里町男性 **──** 上里町女性 - ◇ - 埼玉県男性 - ○ - 埼玉県女性 (年) 22.00 21.17 21.16 21.05 20.80 20.75 21.00 20.00 20.66 20.58 20.46 20.36 20.24 19.00 17.96 17.87 17.76 17.70 17.69 18.00 17.80 17.73 17.00 17.64 17.57 17,40 16.00 平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年

[図表10] 65歳健康寿命期間

資料:埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」

(5) 平均寿命

〇上里町の平均寿命は、平成28年以降、男性は80歳台から81歳台へとやや伸びがみられますが、女性は86歳台で推移しています。令和2年では、男性、女性ともに、埼玉県、全国の値をやや下回っています。[図表11]

[図表11] 平均寿命

単位:歳

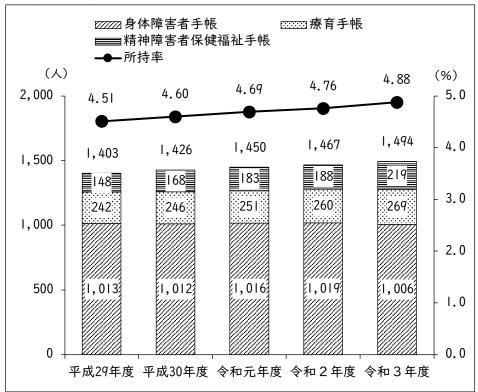
年		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
上里町	男性	80.61	80.92	80.90	81.04	81.19
工主"J	女性	86.67	86.66	86.40	86.70	86.60
埼玉県	男性	80.58	80.85	81.01	81.14	81.34
均上氘	女性	86.62	86.82	86.94	87.05	87.18
全 国	男性	80.98	81.09	81.25	81.41	81.64
土 国	女性	87.14	87.26	87.32	87.45	87.74

資料:上里町・埼玉県は、埼玉県の健康寿命算出ソフト「健寿君」 全国は、厚生労働省簡易生命表(平成2年は完全生命表)

3 障害者等の状況

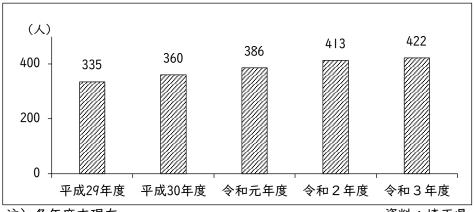
- ○障害者手帳の所持者数は、平成29年度の1,403人から増加傾向にあり、所持率も4.51%からやや上昇しています。身体障害者手帳所持者数は横ばいですが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加しています。[図表12]
- 〇自立支援医療(精神通院医療)受給者数は、平成29年度の335人から増加傾向にあります。[図表13]

[図表12] 障害者手帳所持者数・所持率



注)各年度末現在 資料:埼玉県

[図表13] 自立支援医療(精神通院医療)受給者数

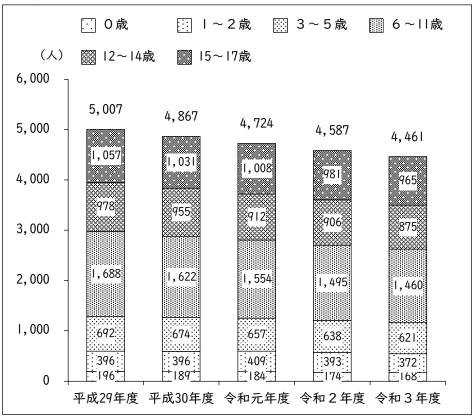


注) 各年度末現在 資料:埼玉県

4 児童数等の状況

- 〇18歳未満の児童人口は、平成29年度の5,007人から減少傾向にあります。年齢区分ごとの人口も、減少傾向にあります。[図表14]
- 〇ひとり親家庭等医療費支給事業登録世帯数は、平成29年度の401世帯から減 少傾向にあります。[図表15]

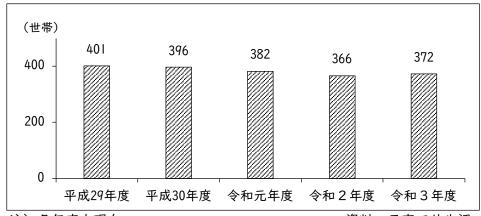
[図表14] 児童人口



注) 各年度4月1日現在

資料:町民福祉課 住民基本台帳

[図表15] ひとり親家庭等医療費支給事業登録世帯数



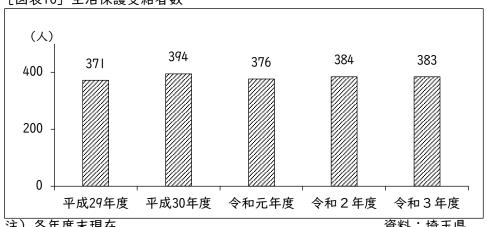
注) 各年度末現在

資料:子育て共生課

5 生活困窮者の状況

- ○生活保護受給者数は、平成29年度以降380人前後で推移しています。[図 表[6]
- ○生活保護世帯類型別保護世帯数は、平成29年度の世帯総数264世帯からやや 増加傾向にあります。[図表17]
- ○生活困窮者自立支援制度相談件数は、平成29年度以降、30件前後で推移して いましたが、令和2年度は90件と大幅に増加しており、新型コロナウイルス 感染症の影響が考えられます。[図表18]

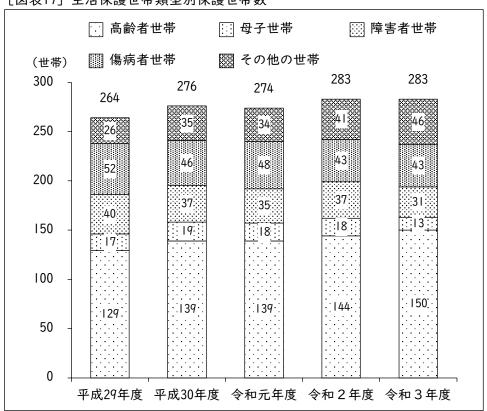
[図表16] 生活保護受給者数



注) 各年度末現在

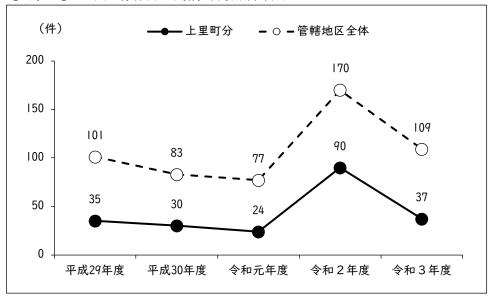
資料:埼玉県

[図表17] 生活保護世帯類型別保護世帯数



注) 各年度末現在

資料:埼玉県



[図表18] 生活困窮者自立支援制度相談件数

注)各年度末現在 資料:埼玉県(*アスポート相談支援センター埼玉北部)

6 自殺者数等の状況

- ○自殺者数は、平成29年以降、10人を下回る状況で推移しています。[図表19]
- ○自殺死亡率は、平成30年以外は埼玉県、全国の値を下回っています。[図表20]

[図表19] 自殺者数

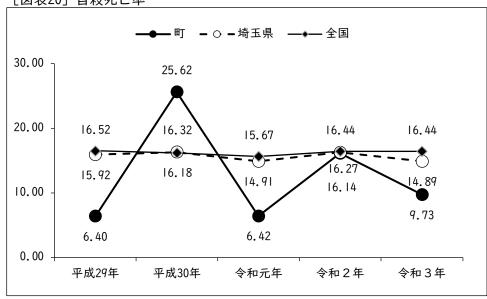
単位:人

年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
男性	I	6	1	2	3
女性	1	2	1	3	0
計	2	8	2	5	3

注) 年間の自殺者数

資料:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料





注) 自殺死亡率:人口 10 万人当りの年間の自殺者率 資料:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

第2節 上里町社会福祉協議会の概要

| 主な事業内容

〇上里町社会福祉協議会では、多様な福祉ニーズに対応するため、関係機関と の連携や地域資源を積極的に活用するとともに、地域福祉の専門性を活か し、次の事業を実施しています。

(1) 法人運営事業

- 〇法人運営事業として、社会福祉協議会会員会費募集事業、*福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと事業)、福祉協力校事業、彩の国あんしんセーフティネット事業、アスポート相談支援事業の活用、リサイクル事業への取組による福祉活動、上里町社会福祉大会の開催を行っています。
- ○福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと事業)は、平成29年度 以降、2件から3件の利用となっています。[図表21]

[図表21] 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと事業) 単位:件

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
新規件数	0	0	0	1	0
継続件数	2	2	2	2	3
計	2	2	2	3	3

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

(2) 共同募金配分金事業

- 〇共同募金配分金事業として、歳末慰問、生活困窮者支援、広報・調査活動等 を実施しています。
- ○近年、赤い羽根共同募金は260万円台、歳末たすけあい募金は250万円前後で 推移しています。「図表22〕

[図表22] 共同募金

単位:円

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
赤い羽根共同 募金	2,709,300	2, 655, 506	2, 658, 444	2,698,230	2, 622, 878
歳末たすけあ い募金	2, 493, 423	2, 458, 940	2,451,784	2,503,607	2, 462, 232

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

(3)地域福祉活動事業

- ○地域福祉活動事業として、スマイル訪問事業、在宅高齢者等紙オムツ配付事業、在宅高齢者等介護用電動ベッド貸与事業、福祉機器等貸出サービス事業、ふれあいサロン等設置・活動支援、子ども食堂活動支援、*フードバンク事業及び*フードパントリー事業、寄付の受付等を実施しています。
- ○令和2年度、令和3年度では、新型コロナウイルス感染症対策のため休止 したサロンもありましたが、フードバンクや物品寄付は実績が増加してい ます。[図表23、24、25]

[図表23] ふれあいサロン

単位:か所

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
サロン数	17	17	18	0 (18)	5 (13)

注) 各年度末現在、() 内数値は休止

資料:上里町社会福祉協議会

[図表24] フードバンク事業

単位:延べ世帯

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通常支援	24	33	39	62	133
新型コロナで の支援	1	1	-	97	45
計	24	33	39	159	178

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表25] 寄付の受付

単位:件

年 度		平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和2年	令和3年		
	個人	9	7	8	26	38		
物	団体	4	8	6	6	29		
品	企業	2	0	I	I	16		
	寄付 BOX	-	_	_	-	17		
客	個人	6	7	8	8	9		
寄付金	団体	36	34	38	13	18		
314	企業	7	9	0	4	7		

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

(4) ボランティアセンター事業

- ○ボランティアセンター事業として、ボランティア講座等の開催・活動促進、 災害ボランティアセンターの運営、ボランティアの登録並びに善意金品等 の預託と配分を行っています。
- 〇ボランティアセンター登録は、令和3年度末現在、個人登録は21人、団体登録は39団体、活動者数は1,435人となっています。[図表26]
- ○令和2年度、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症対策のため、ボランティア活動の問い合わせ・相談・活動協力件数は減少し、ボランティア養成講座などの開催回数も減少しています。[図表27、28、29、30、31]

「図表26] ボランティアセンター登録

	年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
個人	、登録(人)	61	58	18	37	21
団体	団体数 (団体)	40	46	43	40	39
団体登録	活動者数 (人)	1,374	1,500	1,387	1,546	1,435

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表27] ボランティア問い合わせ・相談・活動協力

単位:件

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受付件数	330	481	566	230	228
ボランティア 一般	90	218	310	101	96
ボランティア グループ支援	164	147	187	69	48
*福祉教育関係	27	36	43	39	14
その他	49	80	26	52	70

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表28] ボランティア養成講座(*傾聴講座等)

			= :		
年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
回数(回)	10	8	7	5	I
延べ受講者数(人)	109	102	80	32	6

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表29] 夏のボランティア体験プログラム(高校生以上対象)

単位:人

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ参加者数	22	10	7	中止	9

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表30] 小中学校福祉体験教室への協力

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ボランティア講師派遣回数(回)	5	8	8		6
派遣者数(人)	61	74	70	9	34
参加児童生徒 数(人)	281	413	392	38	265

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表31] 小・中学生のボランティアスクールの開催

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催日数(日)	3	2	2	中止	2
延べ参加者数 (人)	86	57	36	-	26

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

(5) 相談事業

- 〇相談事業として、心配ごと相談、弁護士による無料法律相談を実施していま す。
- ○令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、心配ごと相談の開催回数が減少していますが、弁護士による相談件数はやや増加しています。[図表32、33]

[図表32] 心配ごと相談の実施状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数(回)	23	21	22	12	8
相談件数(件)	0	10	9	3	4

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

[図表33] 弁護士による無料法律相談

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
開催回数(回)	4	4	4	4	6
相談件数(件)	16	18	18	20	23

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

(6)貸付事業

○貸付事業として、上里町社会福祉協議会福祉資金の貸付事業、生活福祉資金 の貸付事業(埼玉県社会福祉協議会)を実施しています。

(7) 受託・協力事業

- 〇上里町からの受託事業として、高齢者等支え合いサービス事業、*ファミリー・サポート・センター事業、*生活支援体制整備事業を実施しています。
- 〇日本赤十字埼玉県支部上里町分区の運営等の実施、埼玉県共同募金会上里 町支会の運営等を行っています。
- ○令和2年度、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、高齢者等 支え合いサービス事業の延べ利用時間やファミリー・サポート・センター事 業の活動件数が減少しています。[図表34、35]

[図表34] 高齢者等支え合いサービス事業 (高齢者等生活応援隊)

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
延べ利用時間 (時間)	632	789	846	589	522
延べ利用者数 (人)	279	342	421	427	454
利用会員登録 者数(人)	95	107	86	90	92
協力会員登録 者数(人)	39	45	48	57	59

注) 各年度末現在

ひとり暮らし世帯、高齢者のみ世帯対象

資料:上里町社会福祉協議会

[図表35] ファミリー・サポート・センター事業の実施状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
活動件数(件)	111	356	506	371	352
活動時間(時間)	114	314	466	351	468
依頼会員(人)	33	45	47	42	40
提供会員(人)	23	24	22	23	22
両方会員(人)	4	3	2	2	4

注) 各年度末現在

資料:上里町社会福祉協議会

依頼会員:小学校6年生までの児童を有する子育で中の者

提供会員:育児援助活動ができる20歳以上の者

両方会員:「依頼会員」と「提供会員」を兼ねている者

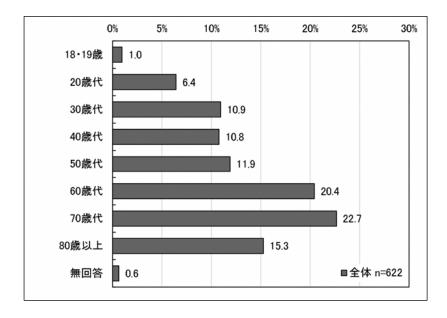
(8)老人居宅介護等事業・居宅介護支援事業・障害福祉サービス事業

○介護保険法及び障害者総合支援法の指定事業所として、ヘルパーステーション、居宅介護支援センターの運営をしています。

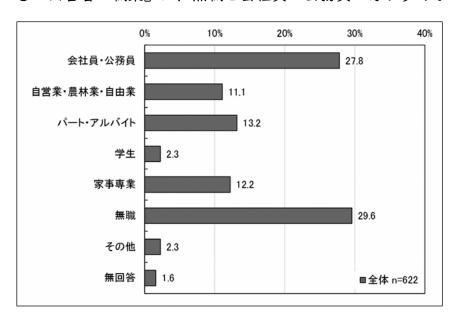
第3章 上里町の地域福祉を取り巻く現況と課題

第 | 節 住民アンケートの概要

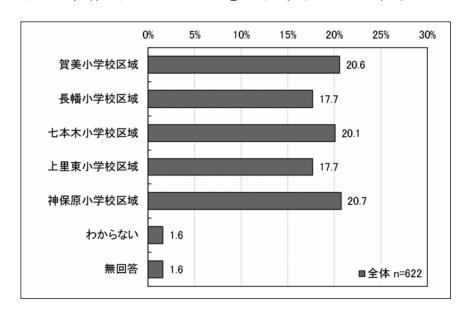
- Ⅰ 調査の目的
 - ○「上里町地域福祉推進プラン(第3期地域福祉計画・第2期地域福祉活動計画・第2期自殺対策計画・成年後見制度利用促進基本計画)」の策定にあたって、住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、令和3年8月に住民アンケートを実施しました。
- 2 対象者数及び回答者数
 - ○調査対象者(配布数)1,500人(18歳以上の住民から無作為抽出)
 - ○回答者数 622人 (回収率 41.5%)
- 3 調査結果の概要
- (1)回答者の属性について
 - ○『回答者の年齢』については、60歳代や70歳代の方が多くなっています。



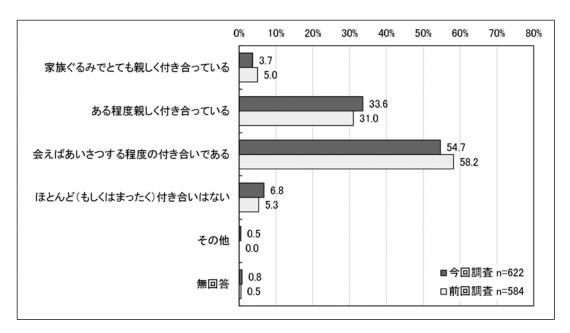
○『回答者の職業』は、無職と会社員・公務員の方が多くなっています。



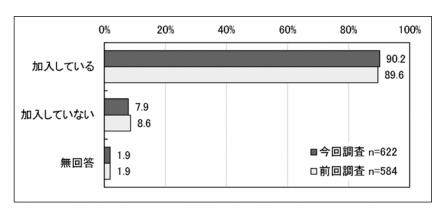
○『回答者の住んでいる地区』は、町内5地区で平均しています。



- (2) 近所との関わりについて
- ○『近所付き合いの程度』については、前回調査と比べて「ある程度親しく付き合っている」が2.6ポイントの増加となっています。

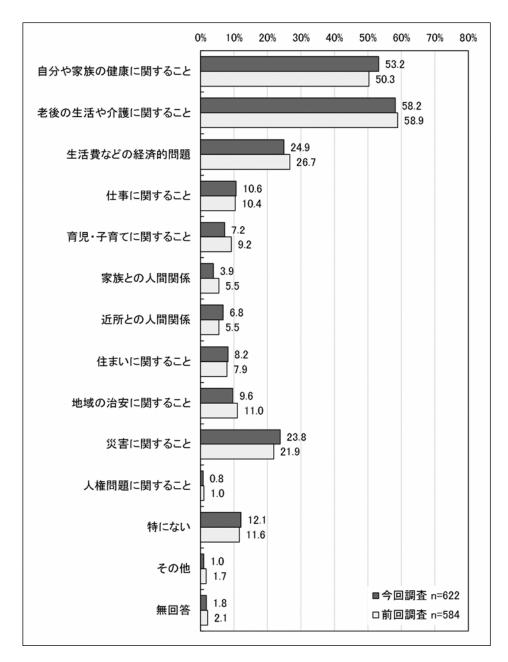


○『町内会や自治会組織への加入状況』については、前回調査と比べて大きな 差はみられず、約9割の方が加入している状況となっています。

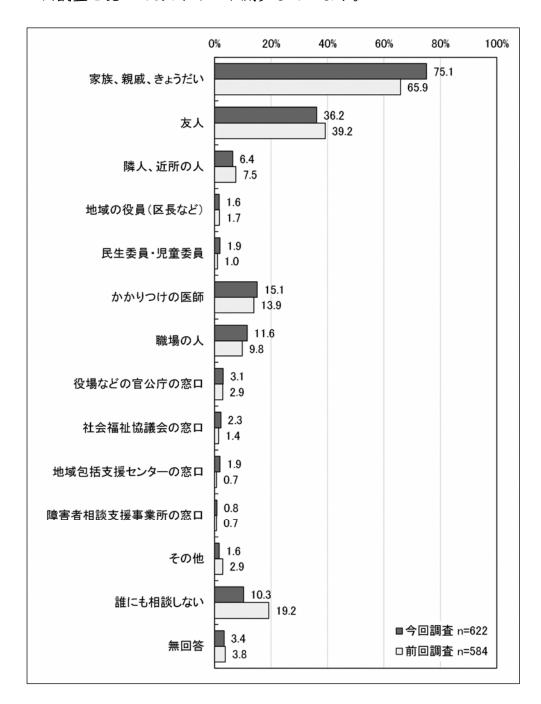


(3) 日常生活の課題や相談先

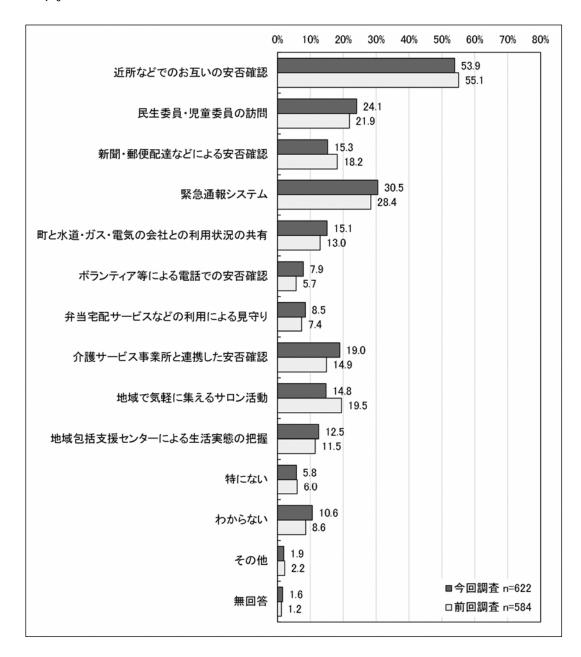
○『日常生活の中での不安や悩み』については、「老後の生活や介護に関する こと」、「自分や家族の健康に関すること」が5割を超えています。



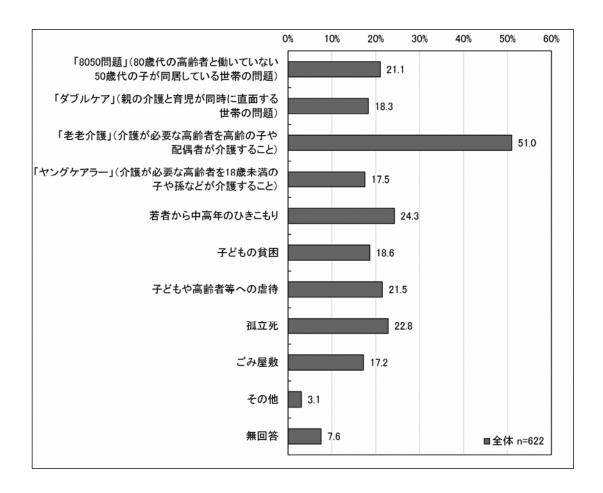
○『不安や悩みの相談先』については、前回調査と同様に、「家族、親戚、きょうだい」、「友人」が上位にあげられています。「誰にも相談しない」は、前回調査と比べて8.9ポイント減少しています。



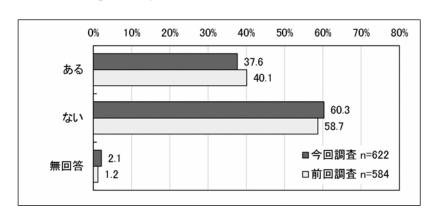
○『地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法』については、「近所などでのお互いの安否確認」が53.9%で最も高く、次いで「緊急通報システム」が30.5%、「民生委員・児童委員の訪問」が24.1%となっています。



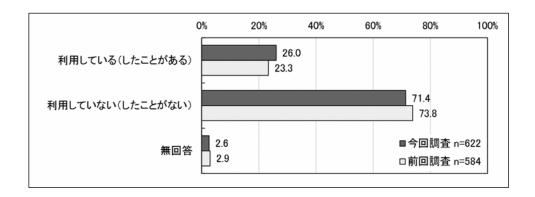
○『地域福祉に関するニュースで関心があること』については、「老老介護」が51.0%で最も高く、次いで「若者から中高年のひきこもり」が24.3%、「孤立死」が22.8%となっています。「子どもや高齢者等への虐待」や「8050問題」、「ダブルケア」、「子どもの貧困」、「ヤングケアラー」なども20%程度となっています。



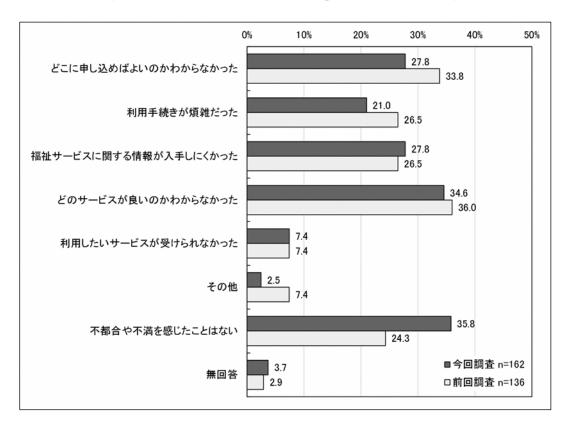
- (4) 地域活動・ボランティア活動、福祉サービスについて
- ○『ここ5年間での地域活動やボランティア活動の有無』については、約4割が「ある」と回答しています。



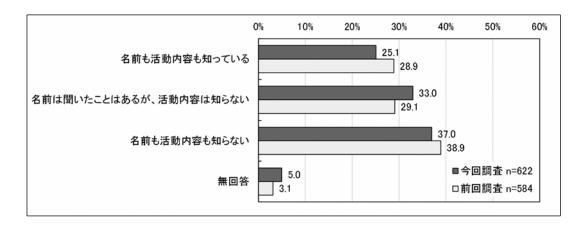
○『自身や家族の中での、高齢者の福祉サービス(ホームヘルパーや施設入所など)や障害者の福祉サービス(日常生活用具の給付や障害児(者)生活サポート事業、福祉タクシー利用料補助など)の利用状況』については、「利用している(したことがある)」が26.0%で、前回調査と比べて2.7ポイントの増加となっています。



○利用している(したことがある)と回答した方へ、『福祉サービスに対して、 不都合を感じたり、不満に感じたこと』について尋ねたところ、前回調査と 比べて「不都合や不満を感じたことはない」が11.5ポイント増加しています。

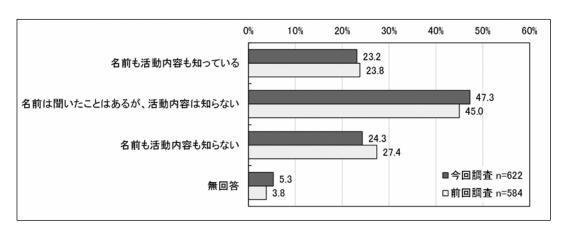


○『地域を担当している民生委員・児童委員を知っているか』について、「名前も活動内容も知っている」が25.1%、「名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が33.0%、「名前も活動内容も知らない」が37.0%となっています。

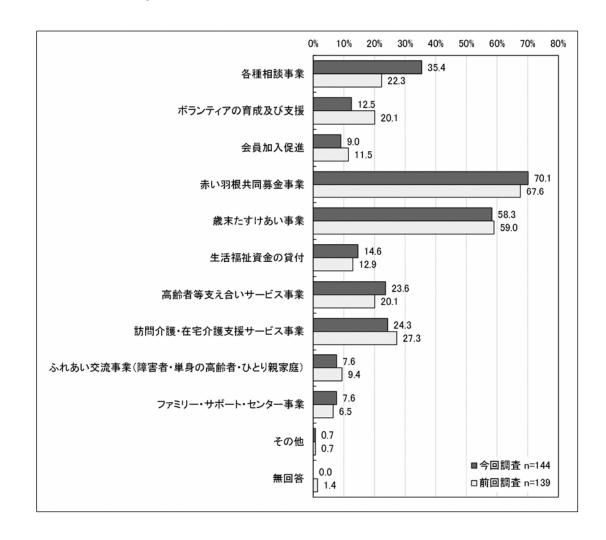


(5) 上里町社会福祉協議会について

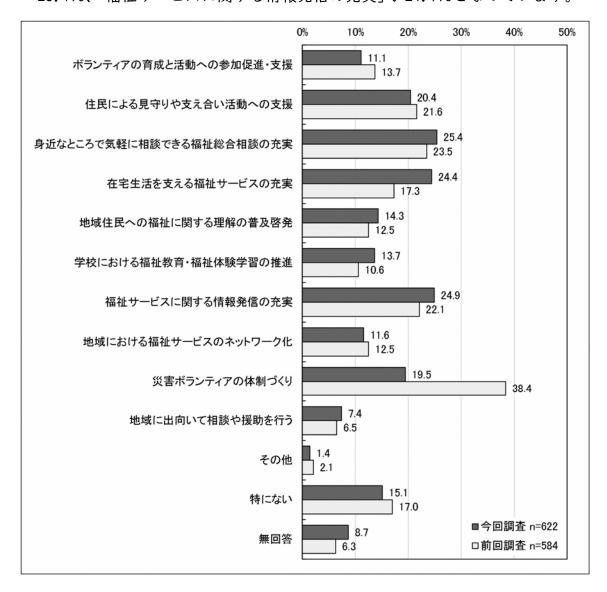
○『上里町社会福祉協議会の認知度』については、認知している方は約7割で、 その内、約2割は活動内容まで知っているとの回答となっています。



○『上里町社会福祉協議会の活動として知っていること』については、「赤い羽根共同募金事業」、「歳末たすけあい事業」、「各種相談事業」が上位にあげられており、前回調査と比べて「各種相談事業」は13.1ポイントの増加となっています。

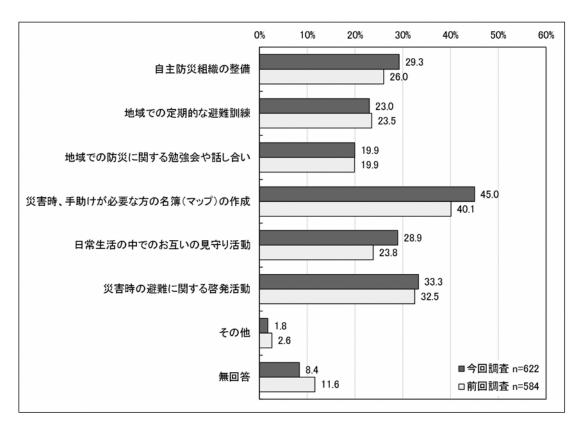


○『上里町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいこと』について、「身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が25.4%、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が24.9%となっています。



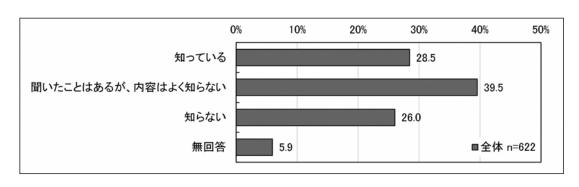
(6) 災害時の対応について

○『災害時に住民が支え合う地域づくりに必要だと思うこと』については、「災害時、手助けが必要な方の名簿(マップ)の作成」、「災害時の避難に関する 啓発活動」、「自主防災組織の整備」が上位にあげられています。

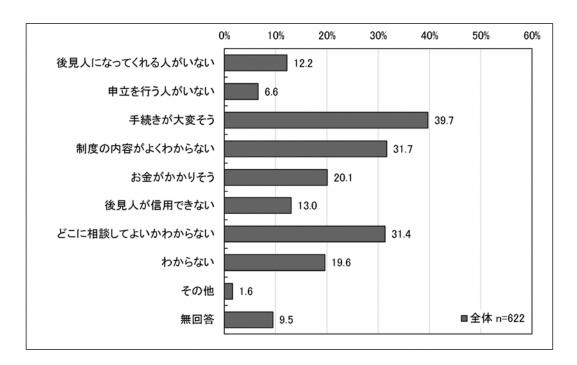


(7) 成年後見制度について

○『成年後見制度の認知度』については、「知っている」が28.5%、「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」が39.5%、「知らない」が26.0%となっています。

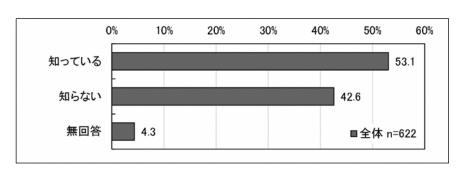


○『成年後見制度の課題だと思うこと』については、「手続きが大変そう」、「制度の内容がよくわからない」、「どこに相談してよいかわからない」が上位にあげられています。

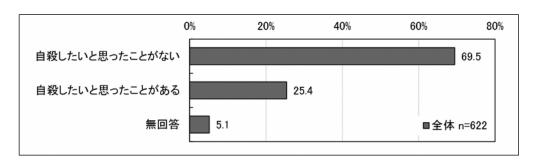


(8) 自殺対策について

○『国内では、毎年2万人を超える方が自殺で亡くなっていることを知っているか』については、「知っている」が53.1%、「知らない」が42.6%となっています。



○『これまでの人生の中で、自殺したいと思ったことがあるか』については、「自殺したいと思ったことがある」は25.4%と、4人に | 人の割合となっています。



4 調査結果のまとめ

- ■地域のつながりを福祉に活かす
 - ○近年、高齢化が進行し、一般的には地域とのつながりが希薄化している傾向 があるものの、上里町においては、自治会への加入率が9割と高く、近所づ きあいも大きな変化がないことがわかりました。
 - ○地域福祉の土台は「地域のつながり」ということを考え合わせるならば、上 里町において地域福祉が成熟していく基盤はしっかりとしていると考えられます。
- ■住民の不安は「健康」や「老後」、やっぱり頼りになるのは地域の人
 - ○住民の不安としては「健康」や「老後」が多く、不安や悩みを「誰にも相談 しない」人は減少しています。
 - ○相談相手は、家族などが多く、役場や上里町社会福祉協議会、地域包括支援 センターなどは少ない状況ですが、家族などでは解決できない課題や悩み もあることから、気軽に役場や上里町社会福祉協議会に相談できる体制づ くりも大切になります。
 - ○地域で孤立しないために、近所での見守りや民生委員・児童委員の活動をあ げる人が多く、地域の人に期待する人が多いことが伺えます。
 - ○近年の新たな福祉課題である「老老介護」や「8050問題」、「ヤングケアラー」 などへの関心は一定程度あり、少なからず、住民が新たな福祉課題を身近な 生活課題として感じていることがわかりました。

■福祉サービスへの不満は減少

- ○家族で福祉サービスを利用したことがある人は増加していますが、サービスの利用で不満を感じたことがない人も増加しました。
- ○上里町では、各種の福祉サービス提供体制が整うとともに、利用に関する情報提供なども着実に進んでいる様子が伺えます。

■民生委員・児童委員、上里町社会福祉協議会の認知度は伸び悩み

- ○地域での福祉サービスが充実してきた中で、「地域福祉」の中心的な担い手である民生委員・児童委員や上里町社会福祉協議会に対する認知度は伸び悩んでいます。
- ○一方では、民生委員・児童委員には高齢者などへの訪問活動を、上里町社会福祉協議会には身近な相談活動や福祉情報の提供を望む声が高くなっていることから、少なからず、住民が両者に対し、身近で生活に密着した活動を期待していることが伺えます。

■災害時には助け合いたい

- ○災害時の支え合いに必要なことは、手助けが必要な人の名簿やマップとい う人が最も多く、前回よりも増加しています。
- ○災害時避難行動要援護者名簿の周知が進んだことや、いざという時に地域 で助け合うことが大切という住民が多くなっていると考えられます。

■成年後見制度は「よく分からない」が現実

- ○成年後見制度については、聞いたことはあるが内容はよく知らない人が約 4割、知らない人は約3割となりました。
- ○制度そのもののことから、利用の方法、相談先、経済的負担、利用にまつわる不安の解消など、なるべく簡単に理解できるようにしていくことが大切です。

■自殺対策は「我が事」として推進

- ○約半数の人が、毎年2万人以上が自殺で亡くなっていることを知っており、 4人に | 人が自殺を考えたことがあるという結果です。
- ○自殺は「他人事」ではなく、「我が事」と認識されているようであり、住民 に身近な課題として自殺対策を進めていくことが大切です。

第2節 上里町地域福祉推進プランの実施状況

- ○上里町地域推進プランの施策や事業の実施状況について整理します。
- 第2期上里町地域福祉計画の実施状況
- (I) 地域包括ケアの推進

施策	実施状況
①総合相談支援	○総合相談支援窓口については、そのあり方や効果的な運用
窓口と住民に	について県職員やアドバイザーの派遣を受け、上里町社会
身近な相談支	福祉協議会と連携を図り推進しています。
援窓口の設置	○身近な相談体制としては、スマイル訪問事業など民生委
	員・児童委員による相談をはじめとして、地域包括支援
	センターによる高齢者の相談、子育て世代包括支援セン
	ターによる子育て相談、上里町社会福祉協議会による心
	配ごと相談など多様な相談体制を整備しています。
	○教育委員会においても、*スクールカウンセラー、*さわや
	か相談員、学習支援員などによる相談を行っています。
②福祉情報の提	○福祉情報の提供については、町ホームページ、広報紙、介
供と福祉サー	護保険パンフレット、「上里町高齢者向け福祉サービス」、
ビスの利用促	「子育て応援ガイド バンビ」、各種のしおりなどを活用
進	し、情報の周知に努めています。
	○福祉サービスの利用促進については、民生委員・児童委
	員の訪問活動による情報の把握・発信に努めています。
	また、地域包括支援センター、子育て世代包括支援セン
	ターを中心とした連携体制を進め、必要なサービスが必
	要な人に提供できる体制づくりに努めています。
	┃○町と上里町社会福祉協議会が協働し、身近な地域での生┃
	活支援サービスの提供を進めるため、賀美小学校区にお
	いて地域支え合い活動の組織化を図りました。
③認知症施策の	│○こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)や認知症の早期発│
推進	見、早期対応に取り組んでいます。
	○認知症サポーター養成講座を開催し、地域で認知症の方
	を見守り支援する体制の拡充に努めています。
	○こむぎっち ちよっくら健康体操やサポーターのフォ
	ローアップ講座で*コグニサイズを紹介し、認知症予防の
	普及啓発を行っています。
④健康づくりと	○健康に関する住民の意識を高め、各種健診の受診率向上
介護予防	に努めています。
	○がんの早期発見・早期治療のためにも、各種がん検診の
	受診率の向上に取り組んでいます。
	○介護予防と健康づくりを目指して、こむぎっち ちょっく

施策	実施状況
	ら健康体操の継続支援や新規立ち上げ地区の支援を行っ
	ています。また、体操を正しく楽しくできるようサポー
	トし、参加者同士の交流を支援しています。
⑤専門職ネット	○高齢福祉に関しては、ケアマネジャーやヘルパー、デイ
ワークの検討	サービス等の多職種合同の研修会や情報交換会などを
	行っています。
	○障害福祉に関しては、児玉郡市障害者自立支援協議会に
	よる事例検討会、勉強会などへ職員が参加しています。
	○児童福祉では、要保護児童対策地域協議会などにおいて、
	専門職や関係機関の連携強化を実施しています。
⑥社会資源の発	○社会福祉法人の社会貢献活動により、「子ども食堂」が開
掘・開発	設されるとともに、高齢者見守りネットワークなど、地
	域で多様な福祉活動の展開がありました。
	○上里町社会福祉協議会では、職員体制を強化するととも
	に、新たなサロンの設置も行われています。
⑦寄付文化の醸	○上里町社会福祉協議会では、金品、フードバンク、小型家
成	電等の寄付及び赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金
	など、住民の寄付を募る活動を展開しています。

(2) 地域福祉を支える基盤整備

施策	実施状況
①自立支援	○高齢者が自立した生活を継続するため、こむぎっち
	ちょっくら健康体操の普及や老人クラブ活動の支援など
	を行っています。
	○教育・保育施設の適切な定員の確保に努めるとともに、
	放課後児童クラブの運営支援を進めています。
	○ひとり親家庭への支援について、広報紙やチラシ、パンフ
	レットなどを活用しサービス内容の周知に努めています。
②権利擁護・虐	〇上里町社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業
待防止	(あんしんサポートねっと事業)により金銭管理や重要書
	類の預かり等を行うとともに、法人後見の取組を検討し
	ています。
	○成年後見制度については、成年後見相談ダイヤルや各種の
	広報媒体を通じて、制度の紹介や利用促進を図っています。
	○高齢者や障害者、児童への虐待を防止するため、通報・相
	談体制の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協
	議会など、多機関の連携体制の強化を図っています。
③生活困窮者へ	○町民福祉課や上里町社会福祉協議会、アスポート相談支援
の支援	センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所などが連携し、

施策	実施状況
	生活困窮者の家計や就労、住居などの相談支援を行ってい
	ます。
	○教育委員会では経済的理由による就学困難児童・生徒へ
	の就学援助や、希望者を対象とした中学生学カアップ事
	業を実施しています。
④自殺対策	〇上里町自殺対策計画を策定し、毎年計画の進捗状況を管
	理しています。
	○「こころの体温計」や「こころの健康相談」、「埼玉いのち
	の電話」などの周知を図っています。
	○新型コロナウイルス感染症の影響で、*ゲートキーパー養
	成講座などは予定通りの開催はできませんでした。
	○上里町社会福祉協議会では、心配ごと相談や弁護士によ
	る無料法律相談、生活福祉資金の貸付の受付などを行っ
	ています。
	○教育委員会では、各種の職員(さわやか相談員、学習支援
	員、スクールサポートスタッフ等)を配置し、児童・生徒
	への支援の充実を図っています。
	○各学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、毎月の調査
	(アンケート等)と年度ごとの見直しを行っています。
⑤サービスの質	○各種のガイドブックや福祉マップ等を活用し、町内介護保
の向上	険事業サービス事業者や障害福祉サービス事業者、認定こ
	ども園や保育所などの情報提供の充実に努めています。
	○各事業者に対して、埼玉県や児玉郡の研修会の情報提供
	や保育士の配置に関する国や埼玉県の補助金の活用促進
	などを行っています。
⑥福祉人材の育	○上里町社会福祉協議会では、ボランティアを育成するた
成・活用	め、朗読講座、傾聴講座、手話講習会などを開催していま
	す。また、地域支え合い組織の育成を図り、福祉で活躍す
	る人材の育成・確保に努めています。
	○町内の事業者等に、国や埼玉県の研修会等への参加を呼
	びかけています。
⑦民生委員・児	○広報紙等で民生委員・児童委員の活動を周知するととも
童委員協議会	に、各種研修による民生委員・児童委員の機能強化を図っ
の活動の基盤	ています。
強化	│○「見守り台帳」などの作成を支援し、活動の促進を図って│
◎投私+₩	います。 ○記むち鴬海洋の焦却担供やタクシー初乗り料を補助東業
⑧移動支援 	○福祉有償運送の情報提供やタクシー初乗り料金補助事業 などを行っています
	などを行っています。 ○社会記述はよによる一般企業名時数字への送迎も実施さ
	○社会福祉法人による一般介護予防教室への送迎も実施さ ねています
	れています。

(3) 地域ネットワークによる支え合いの構築

施策	実施状況
①福祉意識の醸	○小中学校での福祉体験(車いす体験、アイマスク体験、点
成	字や手話体験、認知症サポーター養成講座)などを行っ
	ています。
	○支援籍学習により、特別支援学校と地元の学校との交流
	を行っています。
	○福祉関連計画の策定などにより、*ノーマライゼーションや
	地域共生社会に向けた住民の意識啓発を進めています。
②避難行動要支	○福祉施設と福祉避難所の協定の締結を行っています。
援者への支援	○避難行動要支援者名簿の管理・更新、個別避難計画の作
	成などを行っています。
	○地区の自主防災組織の育成や地域の避難訓練の実施、福
	祉避難所の開設訓練などを行っています。
③住民参加によ	○地域福祉推進プラン策定時に、支部社協(5地区)の役員
る地域福祉の	を対象に懇談会を実施しました。
推進	○上里町社会福祉協議会では、ボランティアの活動支援や
	「かみさと高齢者等支え合いサービス」を実施するとと
	もに、町と協働して小学校地区単位での「地域支え合い
	活動」の推進などを行っています。
	○上里町社会福祉協議会の支部活動では、児童の下校時の
	見守り活動、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動などが
	行われています。
	○民間団体との連携により、令和2年度から子ども食堂の
	運営を支援しています。
④地域における	○母子健康手帳交付時にすべての方に面接を行い、切れ目
子ども・子育	のない支援を実施しています。
て支援事業	○子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点
	を設置するとともに、地域子育て支援拠点の整備や放課
	後児童クラブの運営支援を行っています。
	○上里町社会福祉協議会では、ファミリー・サポート・セン
	ターの運営を行っています。
	○教育委員会では放課後子供教室を全小学校で実施してい
	ます。
	○ヤングケアラーの把握に努めています。

2 上里町地域福祉活動計画の実施状況

(1) 地域福祉活動計画基本的施策の展開

施策	実施状況
①*コミュニティ	○令和4年度にⅠ名配置し、*生活支援コーディネーター
ソーシャル	と連携し地域支え合い活動、ふれあいサロン活動の支援
ワーカーの配	を行っています。
置検討	
②福祉活動圏域	○賀美安心サポートの会の発足に伴い、活動の拠点とし
での「支え合い	て、賀美小学校の協力により校舎内の地域連携室を活用
相談所」の設置	し、週2回相談受付を行っています。
検討	
③生きがいづく	○ふれあいサロンの運営支援や新設支援、ボランティア連
Ŋ	絡会の活動支援、かみさと高齢者等支え合いサービスの
	啓発活動などを行っています。
④福祉教育の推	○小学校の総合学習で取り組まれる福祉体験教室の講師
進	として、ボランティアを派遣しています。
	〇小中学生を対象としたボランティアスクールや高校生
	以上を対象としたボランティア体験プログラムなどを
	行っています。
	○寄付文化を学ぶ機会として、小中学校で赤い羽根共同募
	金を実施しています。
⑤専門職ネット	○埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加するなど、他
ワーク会議の	の専門機関等との連携を進めています。
検討	
6社会福祉法人	○アスポート相談支援センター埼玉北部と連携し、生活困
の組織化・連携	窮者の自立を支援しています。
強化と社会貢	○彩の国あんしんセーフティネット事業(埼玉県社会福祉
献の推進	法人社会貢献活動推進協議会)では、町内福祉施設と協
	働し、生活困窮に陥った方を救済するため、経済的援助
	(食料等の現物支給)や各種制度の紹介など自立に向け
	た支援を行っています。
	○地域の社会福祉法人と連携し、情報の共有に努めていま
	す。

(2) 上里町社会福祉協議会の組織強化

施策	実施状況
①上里町社会福	〇上里町社会福祉協議会の認知度を向上させるため、年2
祉協議会の認	回「社会福祉協議会だより」の発行やホームページの随
知度の向上	時更新、*フェイスブックを活用した情報発信などを進
	めています。
②上里町社会福	○社会福祉士をⅠ名増員し、地域福祉の体制強化に努めま
祉協議会の体	した。
制強化	
③事務事業の効	○*ジョブローテーションの実施、事業の見直し、新規事
率化・職員の資	業の実施などを進めています。
質の向上	○埼玉県や埼玉県社会福祉協議会の各種研修会や講座に
	積極的に参加しています。
	○上里町社会福祉協議会支部の担当制を導入し、支部活動
	の運営支援を進めています。
	○人事評価制度を導入し、職員の人材育成と適切な人員配
	置に努めています。
	○町が実施する防災研修会、訓練への参加、ボランティア
	センター研修会の開催などにより、職員の災害対応力強
	化に努めています。
④財務基盤の強	○区長に依頼しているチラシの配布により、住民に会費や
化	募金の趣旨を理解していただくとともに、令和5年度か
	らの上里町商工会と連携した賛助会員の募集開始など、
	新たな財源の確保に努めています。

3 上里町自殺対策計画の実施状況

〇上里町自殺対策計画に関連する施策や事業については、地域福祉計画の実 施状況でも記載しています。

■自殺対策にかかわる主な取組

施策	主な取組内容
()地域における	〇上里町、上里町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、
ネットワーク	各種相談員等の連携の強化を図っています。
の強化	○児玉郡市障害者自立支援協議会(運営会議、就労支援
	部会、相談支援部会)を開催しています。
	○*スクールソーシャルワーカーを配置しています。
	○虐待対応会議を開催しています。
	○消費生活相談を実施しています。
(2)自殺対策を支	○職員の各種研修への参加を推進しています。
える人材の育	○ゲートキーパー養成講座を開催しています(新型コロ
成	ナウイルス感染症拡大防止の観点から、実施できな
	かった年度があります)。
(3)住民への啓発	○福祉ガイドブックを配布しています。
と周知	〇セルフメンタルチェックシステム「こころの体温計」
	を、町ホームページに設置しています。
	○「こころの健康相談」、「埼玉いのちの電話」などを周
	知しています。
	○各小中学校で「命の教室」を実施しています。
(4)生きることの	〇民生委員・児童委員による高齢者世帯等訪問活動、社
促進要因への	会調査(ひとり暮らし高齢者調査)を実施しています。
支援	〇上里町社会福祉協議会、アスポート相談支援センター
	埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所との連携により、生
	活困窮世帯の自立を支援しています。
	〇心配ごと相談、弁護士による無料法律相談を実施して
	います。
(5)子ども・若者の	〇各小中学校で、いじめアンケートを実施しました。
自殺対策の推	〇小中学校にスクールカウンセラー、さわやか相談員な
進	どを配置しています。
	〇QU(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を実
	施しました。

第3節 住民懇談会(地域福祉を考える会)の開催

I 住民懇談会の概要

(1) 懇談会の目的

○懇談会は、本計画策定にあたり、地域住民の声を聞く機会として、地域福祉活動の担い手である上里町社会福祉協議会の支部社協役員に依頼し、『地域福祉を考える会』として開催したものです。

(2) 開催状況及び参加者

事 項		内 容
開催日	令和4年	9月29日(木)
開催時間	10:00~ 12:00	賀美支部 II人 (グループ別人数 ①6人、②5人) 長幡支部 I0人 (グループ別人数 ①5人、②5人) 七本木支部 I3人 (グループ別人数 ①4人、②5人、③4人)
支部別 参加者数	14:00~ 16:10	上里東支部 12人 (グループ別人数 ①4人、②4人、③4人) 神保原支部 12人 (グループ別人数 ①4人、②4人、③4人)

(3) 開催方法

- ○各グループにおいてグループリーダー、発表者を選定した後、資料「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図をもとに、第Ⅰ段階から第2段階への移行、第2段階から第3段階への移行、第3段階から第4段階への移行、第4段階から第5段階への移行に「必要なこと・できること」を検討していただきました。
- 〇また、最後に「その他」として、懇談会及び地域福祉に関するご意見を伺い ました。
- ○資料「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図は、国が平成14年に、市町村地域福祉計画策定のための資料として提示したものを加工したもので、「地域共生社会」の具体的なイメージと、地域における要支援者の状態をわかりやすく示したものです。

(4)住民懇談会資料

- ○「地域共生社会を目指す地域福祉の5つの段階」の図
 - ●支援を要する地域住民(要支援者)

---- 点線はネットワークを指す。

〇要支援者以外の地域住民(地域住民)

矢印はサービスや相互関係を指す。

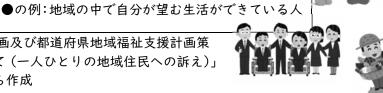
◎サービス事業者

段階	状 態	
第丨段階		
	・要支援者はどんなサービスも受けていない	
	・地域で要支援者は「 孤立 」している	
	 ●の例:手帳を所持していない知的障害の方	
	長い間、引きこもっている方	
	EV INV STC 2 5 7 CV 8/3	E
第2段階	・要支援者は サービス を受けるが、 サービス は	
	個々バラバラ。	
	・地域で要支援者は依然として「 孤立 」	
***	●の例:病院から退院しても通院しているだけの	
	精神障害の方	
	保育所、幼稚園に通っていて家庭で虐待 を受けている子ども	
第3段階		
	・要支援者はケアマネジメントされた サービス を受けている	
	・	J
α'θ`ρ	・しかし、要支援者は「支援すべき特別な存在」	ATAIL STATE
	●の例:介護保険サービスや障害福祉サービスを 利用している方	
AT 4 50,000		-6
第4段階	・多くの地域住民がサービス・サポートに参加	
φ	・しかし、この場合でも、要支援者は「支援すべー	
/ @ \ \ \	き特別な存在」に変わりない	80
	●の例:介護保険サービスや障害福祉サービス	
\Q\Q\Q	だけではなく、地域の人々の支援によ り生活できている人	
答 E FNR比	, =	
第5段階	『地域共生社会』	

・地域住民が要支援者を「支援すべき人ではある が、人格は平等・対等である」と意識し、

・要支援者は、同格の地域社会の構成員として社

注) 国「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策 定指針の在り方について(一人ひとりの地域住民への訴え)」 (平成14年) の資料から作成



「対等の存在」となる

・ノーマライゼーションの地域社会

会に参画し、自立・自己実現を図る

(5) 住民懇談会の意見の概要

区分	移行に必要なこと・できること
第Ⅰ段階か	【辛抱強く訪問しよう】
ら第2段階	○何回も足を運ぶ
への移行	○発見すること!➡発見するには、定期的に訪問する事業者、
	民生委員・児童委員、区長による訪問が有効
(例)地域の中で	〇心を開いてもらうために声をかける
支援が必要であ るにもかかわら	【要支援者の声を聴こう】
ず孤立している	○要支援者は声をあげられない
人を発見し、	○要支援者が自らアピールできる場所をつくる
サービスにつな げるには、どの	○要支援者の考えや気持ちをまずは理解する"どうしたいのか?"
ような仕組みが	"何が不安か?""何が苦手か?""対人関係は苦手か?"など
必要か。	○要支援者と交流を重ねて、どんなサービスを受けたいか把握
	する ○西土坪老4×地げの土に託したのがも、かはにかり、地げの土
	○要支援者が地域の方に話したのがきっかけになり、地域の方 ☆☆ 〒 4 香屋
	から民生委員・児童委員に連絡がある ○本人や家族からのSOSをどうやって発信させるか
	【地域のつながりを基本としよう】
	○地域の自治活動への参加を促す(回覧板などを利用)
	○地域の自治治動への参加を促す(白見板などを利用) ○地元に根付いた世話好きな方にヒアリングをすれば、多少は
	地域の情報が入ってくるのではないか
	○区長⇔班長、民生委員・児童委員⇔老人クラブなどの連携で
	実態を調査する
	○人間関係をつくるため、楽しく話ができるように二人で訪問、お
	茶菓子も必要
	【相談窓口や専門機関につなごう】
	○住民はケアマネジャー等に知らせる
	○ケアマネジャー等は要支援者のことを、区長、民生委員・児
	童委員等に知らせ、住民間等で支援する
	〇民生委員・児童委員を通じて、上里町社会福祉協議会や上里
	町町民福祉課に連絡する
	○相談窓口、連絡先の早見表をつくる
	○学校、保育所、児童館等で持っている情報を共有(子どもの
	場合)
第2段階か	【相談窓口や専門機関につなごう】
ら第3段階	〇上里町社会福祉協議会や役場に電話をする
への移行	〇民生委員・児童委員も踏み込めない部分を上里町社会福祉協
	議会が介入する

区分	移行に必要なこと・できること
	【要支援者の情報を共有しよう】
(例)要支援者に	○サービス機関と地域の特別な人(近所、区長、民生委員・児
とって必要な	童委員、家族、親戚)とをつなぐ連携が必要
│サービスを効率 │的に提供するた	○地域と公的サービスの情報共有が必要
めには、どのよ	○情報提供➡要支援者への課題の発信(家族や本人が動く)
うな仕組みが必	○各地域住民はケアマネジャーからサービス内容やサービス結
要か。 	果を確認し、情報を共有する
	○情報を共有できるシステムが必要
	【地域のつながりを基本としよう】
	○まずは要支援者に自分達が"信頼"されるようになることが
	必要。少しずつコツコツかかわっていかなければ!
	○家族からの情報をいただき、サロン等の地域活動に参加して
	いただく
	○地域の祭り事を復活させていくことが必要
	〇民生委員・児童委員は、サービスを受けている人には入って
	いくことが難しい
	○介護保険サービスを利用していると、地域とは付き合いがな
	くなるのではないか
第3段階か	【地域の活動拠点をつくろう】
ら第4段階	○地域の公民館を開放する
への移行	○支援すべき人がサロンに出てくることが必要
(-1) - 1 - 1	○新型コロナウイルス感染症が収まらないと、皆で集まれない
(例)要支援者の 生活の充実のた	し交流ができない
めに、地域住民	○集まる場所がない、公民館等が老朽化して危ない
ができることは	○新型コロナウイルス感染症の影響で地域コミュニティが減少
何か。 	しているので、見守り活動等を近隣住民と連携して行う
	○かかわりを増やす(老人クラブやサークル)➡安心感が生ま
	れ、情報共有ができる 【地域ならではの視点で支援しよう】
	○ケアマネジャーさんのサービスを受けていても、なかなか思
	うようにいかないので、近所の人が見守っている
	○常に目を向け、日常生活を見守るとともに、声かけを行う
	○帝に日を向り、日帝王冶を兄うることもに、声がりを17 7 ○各自が見守り役として、変化がある時は行政にも伝える
	○地域住民のサポート内容とケアマネジャーのサポートとのす
	り合わせを行い、分担を決めてサポートを行う
	○「できること」と「できないこと」を地域住民の状況に応じ
	て交代する
	○地域住民のできることは、ごみ出しなど小さいことでもする

区分	移行に必要なこと・できること
	○災害時にどの程度のサポートが必要か考える
	〇サービス事業者・外部支援者と地域住民とのネットワークを
	構築する(支援すべきことの共有)
	【地域のつながりを基本としよう】
	○地域住民の積極的な参加が、現在は難しい(お祭りや地元行
	事などが無くなってきていて、人々が共有できる仲間意識が
	作れないからであり、そのような場を作っていく必要がある)
	〇地域が積極的にかかわる(こむぎっち ちょっくら健康体操など)
	○多くの地域住民参加型をどうやるか、地域全員、多くの人が
	知るようになれれば、地域の絆になる
	○各地域の子ども、大人、高齢者の参加行事、敬老会で交流を
	深める
	○地域住民の情報交換頻度を多くする
第4段階か	【みんなで意識を変えていこう】
ら第5段階	○自分のことは自分でする
への移行	○他人を手伝う
	○ふだんと変わりなく接する
(例)要支援者と 地域住民が、お	〇お互いに心を広くもつ
互いに尊重し、	○可愛い人間になる
対等に暮らしている「地域共生	○地域の人とのつながりをもてる人を目指す(対等の存在)
社会」を実現す	○特別な存在を無くすには、家族的に考えることが重要
るためには、どのような仕組み	【地域の仲間として声をかけ、話を聞き、活躍の場をつくろう】
が必要か。	〇本人のできることや考えを直接話し合う
	○要支援者の好きなこと、興味のあることを聞き出し、地域で
	参加できることを行う
	○要支援者も進んで参加できるような活動を計画して、平等、
	対等であると意識していく
	○要支援者を中心メンバーの一人としてリーダー的にし、本人
	の特技を披露すれば生きがいとなり、地域参加につながる
	○要支援者が自ら参加できるイベントを行う
	○要支援者が生きがいを感じられること、体験が必要
	○自立・自己実現の成功体験を積み重ねていけるように見守る
	○誰もが気楽に声かけできる環境をつくり、本人が地域の一員
	として認識することが大切
	【教育も大切です】
	○福祉は他人ごとではなく、誰もが必要なこととして教育・啓
	発する
	○学校教育が重要である

区分	移行に必要なこと・できること
	○子どものうちから福祉の勉強を盛り込む
	【バリアフリーのまちづくり・こころづくり】
	○要支援者の社会参画の支援(選挙の投票支援、地域の会議等
	への参加支援)
	○バリアフリー化を進める
	○社会に参画するための資本整備が必要
	〇井戸端会議等で要支援者が通りかかった際は、仲間に入れる
	○施設改修や車いす等の配置を行う
	【継続は力なり】
	○理想の形について、昔に比べ理解されてきたので、時間がか
	かっても目指すことが重要
	○同じことの繰り返し!しかありません「継続」&「信頼」
	○支援者、要支援者へ地道に認識を深める情報提供や指導を行
	う

2 住民懇談会意見のまとめ

①要支援者への気づきが必要となっています

- ○要支援者は「地域にはいない」とする声もあがりましたが、個人情報の保護 の観点から「情報が不足している」との意見が多くあげられました。
- ○要支援者自身の問題により孤立してしまう場合もあるとの指摘もありましたが、日頃からの人間関係づくり、コミュニケーションが大切であり、訪問し合える関係づくりが重要であるとの意見があげられています。
- ○「あいさつ」から地域福祉の意識を醸成し、隣近所との会話の中で情報を共有し、必要に応じて、区長、班長、担当地区の民生委員・児童委員、そして 役場、上里町社会福祉協議会へと、情報を伝達・共有する流れとなる「連携」 の必要性があげられました。

②要支援者への地域ぐるみによる支援が必要となっています

- ○要支援者が必要とするサービスを知ることができる方法として、相談窓口 の早見表の作成などの提案がありました。
- ○介護、障害のサービスの提供基盤は整備されてきたものの、介護保険等の公的なサービスの利用により、地域の方々との付き合いが薄れ、つながりが途切れてしまうとの意見がありました。
- ○公的なサービスを利用していない場合、また、利用している場合でも、本人 や家族がどのようなサービスを必要としているか、地域からはどのような 支援を望んでいるか把握できていないため、「要支援者本人あるいは家族か らのSOS」を発信(アピール)できる仕組みづくりの必要性があげられま した。

③地域福祉を進めるまちづくりが必要となっています

- ○新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の行事ができないため気軽に声をかけられない状況ですが、要支援者が外に目を向けられるよう、学校等の空き教室を地域の資源として活用し、カフェ、こむぎっち ちょっくら 健康体操などに利用できる、身近な地域で集まる「拠点」の整備が必要との意見がありました。
- ○地域福祉の推進には、日頃のあいさつから互いに知り合うことが必要であり、要支援者の掘り起こしにもつながるとの意見がありました。
- ○地域共生社会に向けた「教育」の必要性があげられました。

第4節 地域福祉推進プランの重点課題

○ここまで整理してきた、住民アンケート結果、現計画の実施状況、住民懇談 会の意見などを総括し、地域福祉推進プランにおいて重点的に取り組む課 題について整理します。

Ⅰ│「上里らしい、上里にふさわしい」相談支援体制の構築

- ○近年の「福祉課題の複合化」や「ヤングケアラー」、「ひきこもり」などの新たな福祉課題に対応するため、総合相談支援体制の整備を推進しています。
- ○地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援 拠点など、分野別の相談支援体制を強化してきました。
- ○生活困窮者に対する相談支援を、上里町社会福祉協議会やアスポート相談 支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所と連携して行っています。
- ○住民アンケート結果や住民懇談会などからは、民生委員・児童委員による訪問活動などにも大きな期待が寄せられています。
- ○住民懇談会では、住民と関係機関の情報共有や活動拠点の必要性があげられています。
- ○住民の意識や風土、各組織の「独自の文化」などを考慮に入れ、地域の相談 支援機関や、組織・人材を有効に活用した「上里らしい、上里にふさわしい」 相談支援体制の構築を目指していくことが大切です。そのためには、上里町 社会福祉協議会と連携を図るとともに、地域のサービス提供事業者や本庄 保健所などの専門機関、専門的人材、ボランティア等との連携と協力が必要 不可欠です。

2 | 住民主体の生活支援体制の整備

- ○上里町社会福祉協議会では、町と協働して小学校区単位での住民同士で支 え合う生活支援体制の整備を進めています。具体的には、賀美小学校区で 「賀美安心サポートの会」が発足し、引き続き他の小学校区への展開を図っ ています。また、「かみさと高齢者等支え合いサービス」により、ひとり暮 らし高齢者等を対象に有償ボランティアを派遣し、買い物や庭の手入れな どきめ細かいサービスの提供を行っています。
- ○介護保険制度によるサービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスが充実する一方で、住民懇談会で示されたように、公的サービスの充実に伴ない、地域住民ならではの「ちょっとした手伝い・気配り」などが薄れている実態が指摘されています。
- ○住民懇談会においても、日頃からの地域のつながりの大切さや、地域独自の 視点からの支援が大切という意見が多くあげられました。
- ○介護保険制度や障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの充実ととも に、住民主体の生活支援体制の整備が望まれています。

3 我が事としての自殺対策の推進

- 〇上里町では、平成31年3月に「上里町自殺対策計画」を策定し、生きること の包括的支援を進めてきました。
- 〇上里町の自殺者数は近年I0人を下回る状況で推移しており、自殺死亡率も 全国及び埼玉県の値を下回る年が多くなっています。
- ○住民の約半数が自殺者が毎年2万人以上であることを認識しており、さらに4人に | 人は自殺を考えたことがあり、自殺は「他人事」ではなく、「我が事」と認識されています。
- ○自殺対策についての住民への普及啓発や、身近な人を見守り、自殺のサイン を早期に発見できる人材の育成、地域の関係機関及び相談窓口との連携を 強化し、住民に身近な課題として自殺対策を進めていくことが大切です。

4 成年後見制度の啓発・普及

- ○成年後見制度については、住民アンケート結果のように、まだまだ制度その ものへの理解が進んでいないのが現状です。
- ○成年後見制度の手続き、信頼できる後見人、制度利用に伴う経済的負担など、 一般の方にはかなりハードルが高い内容です。
- ○地域で成年後見制度の利用が促進されるように、関係機関が連携して普及 に努めていくことが大切になります。

第4章 計画の内容

第 | 節 基本理念

- ○地域で支援を必要とする方が、地域の中で孤立することを防ぎ、適切なサービス・支援につながるためには、日常のコミュニケーションによる人間関係 づくりが大切であり、お互いに支え合える人との結びつきが重要となります。
- ○新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の人々との付き合いが薄れ、 つながりが途切れがちになるなかで、要支援者が自らも目を外に向け、いき いきと暮らせる取組が必要とされています。
- ○これらのことから、本計画では前計画の基本理念である『地域で支え合いな がら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』を踏襲し、地域共生社会の実 現に向けて取り組みます。

【基本理念】

『地域で支え合いながら 誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』

第2節 基本目標

○基本理念である『地域で支え合いながら誰もがいきいきと充実して暮らせるまち』のもとに、地域共生社会を実現するための基本目標を次の6つとします。

l 地域包括ケアの推進

○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応し、誰一人取り残さず丸ご との相談支援を行う総合相談支援体制を強化するとともに、身近な相談窓 口の充実、福祉サービスの情報提供、福祉サービス提供体制を強化します。

2 地域福祉を支える基盤整備

〇身近な地域での福祉活動を担う民生委員・児童委員、住民、民間事業者による福祉活動を推進します。

3 地域ネットワークによる支え合いの構築

○住民の福祉意識を醸成するとともに、専門職のネットワーク、災害時の避難 支援、交通対策・バリアフリーを推進します。

4 住民主体による福祉活動の推進(第2期上里町地域福祉活動計画)

○住民のボランティア意識を醸成し、小学校区単位での支え合いの仕組みづくりや民間事業者、上里町役場との連携による福祉活動を広めるとともに、 複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の問題に対応する相談支援を 推進します。

5 誰も自殺に追い込まれないまち(第2期上里町自殺対策計画)

○相談支援体制を充実するとともに、自殺ハイリスク者への支援、子どもや若 者、女性に対する支援を強化し、自殺対策を推進します。

6 本人らしい生活の実現(上里町成年後見制度利用促進基本計画)

○尊厳のある本人らしい生活の継続と、地域社会への参加の実現を目指し、地域連携ネットワークづくりを進めるとともに、成年後見制度の適切な利用、担い手の育成・活躍の支援を推進します。

第3節 目標指標

○本計画の目標指標を次のように設定し、各施策の推進を図ります。

【目標指標】

指標名	現状値 令和4年度	目標値 令和9年度	備考
地域福祉に関する住民と 行政の連携・協働が進んで いると思う割合	39.7% (令和3年度)	45%	上里町地域福祉推進プランにかかわるアンケート (「非常に進んでいる」と「どちらかといえば進んでいる」の割合の合計)
住民主体の相互支援組織 の設立	Ⅰ団体	3団体	小学校区単位での設置
ここ5年間で地域活動や ボランティア活動に参加 したことがある割合	37.6% (令和3年度)	45%	上里町地域福祉推進プラン にかかわるアンケート
地域の集まりの場団体数	18団体 (令和2年度)	25団体 (令和6年度)	第5次上里町総合振興計画 後期基本計画の数値目標及 び第2期上里町まち・ひと・ しごと創生総合戦略の目標
年間自殺者数	3人 (令和3年)	0 人 (令和9年)	厚生労働省 地域における 自殺の基礎資料
成年後見制度の認知度	28.5% (令和3年度)	50%	上里町地域福祉推進プラン にかかわるアンケート (成年後見制度の内容を 「知っている」割合)

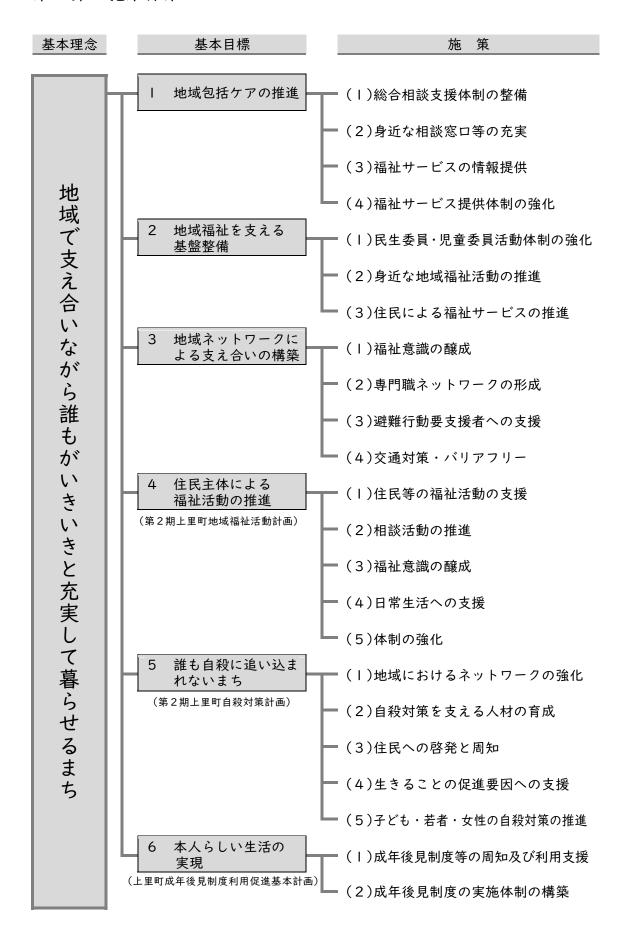
第4節 地域福祉活動の圏域

〇地域福祉活動の圏域、圏域ごとの範囲及び活動内容を次のように分類し、取 組を進めます。

地域福祉活動圏域の概要

圏域	範 囲	圏域の活動内容
児玉郡市圏域	児玉郡市	アスポート相談支援センター埼玉北部
埼玉県広域圏域	埼玉県県北・	児玉郡市障害者自立支援協議会
	全県	埼玉県北部福祉事務所、熊谷児童相談所、
		本庄保健所など
日常生活圏域	町全体	上里町役場
(第Ⅰ層)		上里町社会福祉協議会
		地域包括支援センター
		成年後見中核機関
		福祉ボランティア団体
		福祉サービス事業者
		保健医療事業者
		企業等民間事業者
福祉活動圏域	小学校区域	住民主体の相互支援組織
(第2層)		上里町社会福祉協議会支部活動

第5節 施策体系



第6節 施策の展開

基本目標 | 地域包括ケアの推進

【現 状】

- ○目まぐるしい社会状況の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響も 重なり、地域住民が抱える課題も複雑化・複合化しており、それらのニーズ に総合的に対応できる体制の強化が求められています。
- 〇総合的な相談支援体制では、福祉関係各課や上里町社会福祉協議会と連携 を図り体制の充実に努めています。
- ○生活困窮者への支援では、上里町社会福祉協議会やアスポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所などと連携し、生活困窮者の家計や 就労、住居などの相談支援を行っています。
- ○ひとり親家庭への支援について、広報紙やチラシ、パンフレットなどを活用 し、サービス内容の周知に努めています。
- ○身近な相談先として、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、子育て 世代包括支援センター、上里町社会福祉協議会などが相談にあたっている ほか、教育委員会では、スクールカウンセラー、さわやか相談員、学習支援 員などによる相談を行っています。
- ○福祉情報の提供については、町ホームページ、広報紙を活用するとともに、 各種ガイドブックや福祉マップ等を活用し、町内介護保険サービス事業者 や障害福祉サービス事業者、認定こども園や保育所などの情報を提供して います。
- 〇福祉サービスの提供体制では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉の各計画 の見直しにより、サービス提供体制の充実を図っています。

【アンケート結果より】

〇日常生活	舌の中での不安や悩み(上位3位)	
第Ⅰ位	老後の生活や介護に関すること	58.2%
第2位	自分や家族の健康に関すること	53.2%
第3位	生活費などの経済的問題	24.9%

〇日常生活の中での不安や悩みについては、「老後の生活や介護に関すること」、「自分や家族の健康に関すること」が5割を超え、他の項目と比べても 高い割合を示しています。

【住民懇談会意見より】

- ○相談窓口、連絡先の早見表をつくる
- ○学校、保育所、児童館等で持っている情報を共有する
- ○相談・連絡窓口の明確化や、福祉に関する情報の共有が求められています。

【取組方針】

- ○老後の生活や介護、健康、経済的な問題による日常生活上の不安や悩みなど、 複雑化・複合化した相談内容への対応力の向上を図るため総合相談支援体 制を充実するとともに、福祉情報の提供及び各福祉サービスの提供体制の 強化を図ります。
- ○重点事業として、総合相談支援体制における役割分担と連携の強化に取り 組みます。

【取組内容】

(1)総合相談支援体制の整備

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①総合相談支援体	〇コミュニティソーシャルワーカー	町民福祉課
制の充実	など必要な人材を確保・活用し、複	社会福祉協議会
	雑化・複合化した相談に対応する総	
	合相談支援体制の充実を図ります。	
②役割分担と連携	○専門相談機関との連絡調整を迅速	町民福祉課
体制の強化	に行うため、各相談窓口の役割分担	高齢者いきいき課
	と連絡体制の強化を図ります。	子育て共生課
		健康保険課
③生活困窮者への	○生活困窮者の生活を支えるため、町関	町民福祉課
支援	係各課、上里町社会福祉協議会、アス	社会福祉協議会
	ポート相談支援センター埼玉北部、埼	
	玉県北部福祉事務所などと連携し、家	
	計や就労、住居などの相談支援に努め	
	ます。	

(2) 身近な相談窓口等の充実

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①民生委員·児童委	○身近な地域での相談活動を進める	町民福祉課
員による相談活	ため、民生委員・児童委員による相	
動の充実	談活動の充実を図ります。	
②地域包括支援セ	○高齢者や家族介護者の相談支援、介	高齢者いきいき課
ンターの充実	護予防事業を行うため、地域包括支	
	援センターの充実を図ります。	
③子育て世代包括	○妊娠期・出産前後・子育て期の不安	子育て共生課
支援センターの	や悩みの相談支援を行うため、子育	健康保険課
充実	て世代包括支援センターの充実を	
	図ります。	

取組(下線:重点)	内 容	担当課
④子ども家庭総合	〇子どもと家庭、妊産婦等への必要な	子育て共生課
支援拠点の充実	支援を行うソーシャルワーク機能	
	を高めるため、子ども家庭総合支援	
	拠点の充実を図ります。	
⑤地域子育て支援	〇子育て支援センターにおいて、乳幼	子育て共生課
拠点の充実	児及び保護者の交流や子育ての相	
	談、情報の提供などを行うため、地域	
	子育て支援拠点の充実を図ります。	
⑥居宅介護支援事	〇介護保険サービス及び障害福祉	町民福祉課
業者、計画相談支	サービス利用者の相談支援を行う	高齢者いきいき課
援事業者との連	ため、居宅介護支援事業者、計画相	
携	談支援事業者との連携を図ります。	
⑦心配ごと相談等	〇心配ごと相談、弁護士による無料法	町民福祉課
の充実	律相談など、各種相談事業の充実を	子育て共生課
	図ります。	社会福祉協議会

(3) 福祉サービスの情報提供

取組(下線:重点)	内容	担当課
①広報媒体の充実・ 情報内容の充実	○各種福祉サービスの情報を周知するため、町広報紙、ホームページ、 各窓口での情報提供の充実を図ります。	町民福祉課 高齢者いきいき課 子育て共生課 健康保険課 社会福祉協議会
	〇相談内容に応じた相談先を分かり やすくするため、各相談窓口の早見 表を作成し情報提供を図ります。	町民福祉課

(4) 福祉サービス提供体制の強化

取組(下線:重点)	内容	担当課
①各種福祉関連計	○高齢者福祉計画・介護保険事業計	町民福祉課
画の見直し・充実	画、障害者計画、障害福祉計画・障	高齢者いきいき課
	害児福祉計画、子ども・子育て支援	子育て共生課
	事業計画の見直しにより、サービス	
	提供体制の充実を図ります。	

基本目標2 地域福祉を支える基盤整備

【現 状】

- ○公的な福祉サービスだけで、すべてのニーズへの対応や地域からの孤立を 防ぐことは困難であるため、身近な地域における住民や民間団体による福 祉活動が重要な基盤として欠かせません。
- ○地域における福祉活動の重要な役割を担う民生委員・児童委員活動を知ってもらうため、広報紙等で活動内容を周知しているほか、各種研修により民生委員・児童委員の機能強化を図っています。
- ○地域の気づきに不可欠な民生委員・児童委員の訪問活動を支援するため、 「見守り台帳」を作成しています。
- ○地域での福祉活動として、高齢者向けに「こむぎっち ちょっくら健康体操」 を普及するとともに、民間事業者と連携し「こむぎっちカフェ(オレンジカフェ)」を開催しています。
- ○住民による福祉サービスでは、生活支援コーディネーターを上里町社会福祉協議会内に配置し、小学校区単位での住民主体による支え合い組織の立ち上げや継続的活動支援に取り組んでいます。

【アンケート結果より】

○地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法(上位3位)

第 | 位 近所などでのお互いの安否確認 53.9%

第2位 緊急通報システム 30.5%

第3位 民生委員・児童委員の訪問 24.1%

○地域を担当している民生委員・児童委員の認知状況(無回答を除く)

名前も活動内容も知っている 25.1%

名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない 33.0%

名前も活動内容も知らない 37.0%

- ○地域から孤立した生活にならないために有効だと思う方法については、「近 所などでのお互いの安否確認」、「緊急通報システム」、「民生委員・児童委員 の訪問」が上位にあげられています。
- ○地域を担当している民生委員・児童委員の認知状況については、「名前も活動内容も知っている」が25.1%、「名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない」が33.0%、「名前も活動内容も知らない」が37.0%となっています。

【住民懇談会意見より】

- 〇民生委員・児童委員は、サービスを受けている人には入っていくことが難し い
- 〇サービス事業者・外部支援者と地域住民とのネットワークを構築する(支援すべきことの共有)
- 〇サービス機関と地域にかかわる人(近所、区長、民生委員・児童委員、家 族、親戚)とをつなぐ連携
- ○要支援者が地域の方に話したのがきっかけになり、地域の方から民生委員・児童委員に連絡がある
- ○地域が積極的にかかわる(こむぎっち ちょっくら健康体操など)
- 〇民生委員・児童委員をはじめとする地域の支援者と、サービス事業者などと の連携が求められています。また、要支援者を含む地域での交流が必要とさ れています。

【取組方針】

- ○地域での孤立を防ぎ、要支援者の変化に気づけるよう、民生委員・児童委員 活動を進めるとともに、住民・ボランティア・民間事業者との連携による身 近な福祉活動を促進します。
- ○重点事業として、民生委員・児童委員の活動の支援体制の充実を図るととも に、小学校区単位での地域支え合いの組織づくりを推進します。

【取組内容】

(1) 民生委員・児童委員活動体制の強化

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①活動支援体制の	○地域での民生委員・児童委員の活動	町民福祉課
<u>充実</u>	を支援するため、住民・サービス提	
	供事業者・ボランティアなどとの連	
	携体制の強化を図ります。	
②各種研修会等の	〇民生委員・児童委員の相談活動や福	町民福祉課
充実	祉情報を提供する際の専門性を高	
	めるため、各種研修会等の充実を図	
	ります。	
③民生委員·児童委	〇民生委員・児童委員が担う役割につ	町民福祉課
員活動の周知	いての理解を深めるため、町ホーム	
	ページ、広報紙等により周知を進め	
	ます。	

(2) 身近な地域福祉活動の推進

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①こむぎっちカフェ	○認知症傾向の方とその家族、地域住	高齢者いきいき課
(オレンジカフェ)	民の交流の場を提供するため、民間	
の充実	事業者と連携し、こむぎっちカフェ	
	(オレンジカフェ)の充実を図りま	
	す。	
②こむぎっち ちょっ	○地域における高齢者の介護予防の取	高齢者いきいき課
くら健康体操の普	組や交流の機会づくりを進めるため、	
及	こむぎっち ちょっくら健康体操の普	
	及を図ります。	
③生活支援体制整	○各小学校区において、ちょっとした	高齢者いきいき課
備事業	困りごとを住民同士で支え合う組	社会福祉協議会
	織の立ち上げや、継続的活動を支援	
	します。	
④ふれあいサロン	○高齢者等の身近な地域での交流や	社会福祉協議会
等設置·活動支援	健康づくりの場を提供するため、ふ	
	れあいサロンの運営を支援すると	
	ともに、新規運営や新規の立ち上げ	
	を支援します。	

(3) 住民による福祉サービスの推進

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①生活支援コー	〇小学校区単位で住民同士による支	高齢者いきいき課
ディネーター活	え合い活動を進めるため、上里町社	社会福祉協議会
動の充実	会福祉協議会支部社協活動と連携	
	し、生活支援コーディネーターによ	
	る活動を進めます。	
②ボランティア活	○住民による福祉活動を促進するた	町民福祉課
動の促進	め、上里町社会福祉協議会と連携	社会福祉協議会
	し、ボランティアセンターの運営、	子育て共生課
	ファミリー・サポート・センターの	
	充実、かみさと高齢者等支え合い	
	サービスの普及を図ります。	

基本目標3 地域ネットワークによる支え合いの構築

【現 状】

- ○地域共生社会の実現には、一人ひとりの福祉意識と、より困難な状況を改善していくための専門性が求められるとともに、地域の中での暮らしの安心感を高めるには大規模災害時の避難支援体制の強化や移動環境の向上が必要です。
- ○福祉意識の醸成では、小中学校での福祉体験(車いす体験、アイマスク体験、 点字や手話体験、認知症サポーター養成講座など)を行っています。
- ○専門職ネットワークの形成として、高齢福祉分野ではケアマネジャーやヘルパー、デイサービス等の多職種合同の研修会や情報交換会を開催しています。児童福祉分野では、要保護児童対策地域協議会などで連携強化を図っています。障害福祉分野では、児玉郡市障害者自立支援協議会による事例検討会、勉強会などに職員が参加しています。
- 〇避難行動要支援者への支援では、福祉施設と福祉避難所の協定を締結する とともに、避難行動要支援者名簿の管理・更新、個別避難計画の作成、地区 の自主防災組織の育成や地域の避難訓練の実施、福祉避難所の開設訓練な どを行っています。
- ○交通対策・バリアフリーでは、福祉有償運送の情報提供やタクシー初乗り料金補助事業、こむぎっち号の運行などを行うとともに、公共施設等のバリアフリー化に努めています。
- ○犯罪や非行の防止とともに、立ち直ろうと決意した人を地域で受け入れていく地域づくりのためにも、一人ひとりが参加するきっかけをつくる社会を明るくする運動を行っています。

【アンケート結果より】

○近所付き合いの程度(その他、無回答を除く)	
家族ぐるみでとても親しく付き合っている 3.7%	
ある程度親しく付き合っている 33.6%	
会えばあいさつする程度の付き合いである 54.7%	
ほとんど(もしくはまったく)付き合いはない 6.8%	
○災害時に住民が支え合えるまちづくりに必要なこと(上位5位、	複数回答)
第1位 災害時、手助けが必要な方の名簿(マップ)の作成	45.0%
第2位 災害時の避難に関する啓発活動	33.3%
第3位 自主防災組織の整備	29.3%
第4位 日常生活の中でのお互いの見守り活動	28.9%
第5位 地域での定期的な避難訓練	23.0%

○近所付き合いの程度については、「会えばあいさつする程度の付き合いである」、「ある程度親しく付き合っている」が上位にあげられています。

○災害時に住民が支え合えるまちづくりに必要なこととしては、「災害時、手助けが必要な方の名簿(マップ)の作成」が45.0%、続いて「災害時の避難に関する啓発活動」、「自主防災組織の整備」などが上位にあがっています。

【住民懇談会意見より】

- ○福祉は他人ごとではなく、誰もが必要なことと教育・啓発する
- ○子どものうちから福祉の勉強を盛り込む
- ○バリアフリー化を進める
- ○施設改修や車いす等の配置を行う
- ○福祉に関する教育と啓発の必要性、また、各施設におけるバリアフリー化や 車いす等の配置が求められています。

【取組方針】

- 〇子どもの頃から一人ひとりの福祉意識の醸成を図るため、福祉教育に取り 組みます。
- 〇より専門的な相談に対応するため、専門職のネットワークの形成を進めま す。
- ○大規模災害時の住民相互による避難支援体制を強化するとともに、高齢者 や障害者等の移動の支援、バリアフリー化に努めます。
- ○重点事業として、より専門的な相談に対応できるよう、専門職ネットワーク の形成に向け、総合相談支援体制と連携した体制整備に取り組みます。

【取組内容】

(1) 福祉意識の醸成

取組(下線:重点)	内容	担当課
①福祉教育の充実	〇子どもの頃から福祉意識を身につ	教育指導課
	けられるよう、上里町社会福祉協議	高齢者いきいき課
	会と連携し、小中学校福祉体験教室	社会福祉協議会
	や認知症サポーター養成講座を実	
	施します。	
	○あいさつからの気づきの意識づくり	町民福祉課
	を広めるため、各種団体等の会合や	
	町広報紙等により、福祉に関する普	
	及啓発活動を進めます。	
②地域共生社会に	○地域共生社会づくりを普及するた	関係各課
関する広報活動	め、町広報紙や講演会等による人権	
の充実	の啓発に努めます。	

(2) 専門職ネットワークの形成

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①総合相談支援体	○より専門性が求められる相談支援	関係各課
制と連携した体	に対応するため、総合相談支援体制	
制整備	と連携した体制整備に努めます。	
②相談支援事業所	○適切なサービス利用や本人の意思	町民福祉課
などとの連携強	を尊重した生活支援が行えるよう、	高齢者いきいき課
化	相談支援事業所との連携強化を図	
	ります。	
③要保護児童対策	○要保護児童の早期発見や適切な保	子育て共生課
地域協議会の充	護、その家族への支援を行うため、	
実	要保護児童対策地域協議会の充実を	
	図ります。	
④児玉郡市障害者	○障害者への支援体制を強化するた	町民福祉課
自立支援協議会	め、地域の関係機関によるネット	
の充実	ワークや社会資源の有効活用を図	
	ります。	

(3)避難行動要支援者への支援

取組(下線:重点)	内容	担当課
①避難行動要支援	〇大規模災害時に避難行動要支援者	町民福祉課
者名簿の更新や	を支援するため、避難行動要支援者	高齢者いきいき課
福祉避難所の充	名簿を作成・更新するとともに、福	くらし安全課
実	祉避難所の確保を図ります。	
	○個別避難計画の作成を進めていき	
	ます。	

第4章 計画の内容

(4) 交通対策・バリアフリー

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①公共交通の充実	〇町内の主要施設への移動の利便性	総合政策課
	を確保するため、公共交通の充実を	
	図ります。	
②福祉タクシー券	○障害者等の移動支援や社会参加を	町民福祉課
等	促進するため、福祉タクシー券等の	高齢者いきいき課
	事業を進めます。	
③公共施設等のバ	〇公共施設等の安全性や利便性を高	関係各課
リアフリー化	めるため、バリアフリー化に努めま	
	す。	

基本目標 4 住民主体による福祉活動の推進(第2期上里町地域福祉活動計画)

【現 状】

- 〇上里町社会福祉協議会では、多様な福祉ニーズに対応するため、その専門性 を活かし、関係機関との連携や地域資源を積極的に活用し、相談活動や住民 主体による福祉活動の展開を支援していくことが必要になっています。
- ○相談活動では、社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカーを配置する とともに、アスポート相談支援センター埼玉北部、埼玉県北部福祉事務所と 連携し、生活困窮者の自立を支援しています。
- ○福祉意識の醸成では、社協だよりやホームページ等によりボランティア活動などの情報を提供するとともに、上里町社会福祉大会の開催や募金活動等による寄付活動を通じて、福祉意識の啓発を行っています。
- 〇日常生活への支援では、高齢者等の支援として、福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと事業)や、かみさと高齢者等支え合いサービス事 業を行うとともに、在宅要介護者等への紙オムツの支給等を行っています。 子育て世帯への支援では、ファミリー・サポート・センターの運営を行って います。また、一時的な生活困窮を支援するため、貸付事業を行っています。
- ○住民等の福祉活動への支援では、各小学校区(支部社協単位)において、 ちょっとした困りごとを住民同士で支え合う組織の立ち上げを支援してお り、賀美小学校区では住民主体による支え合い活動が開始され、他の小学校 区での立ち上げも推進しています。新型コロナウイルス感染症の影響によ り休止もありますが、ふれあいサロンの活動を進めています。また、民生委 員・児童委員によるスマイル訪問も実施しています。
- ○ボランティアセンターでは、ボランティア活動を推進するとともに、子ども 向けや大人向けのボランティア講座の開催、町内小中学校における福祉教 育への協力を行っています。
- ○食の支援では、フードバンク事業及びフードパントリー事業を行っていま す。
- 〇上里町社会福祉協議会会員(世帯)の加入率は、令和3年度は72%となっています。
- ○社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカーを配置するとともに、地区 組織の協力により会員会費の募集を行い、組織強化に取り組んでいます。

【アンケート結果より】

○上里町社会福祉協議会の認知度(無回答を除く) 名前も活動内容も知っている 23.2% 名前は聞いたことはあるが、活動内容は知らない 47.3% 名前も活動内容も知らない 24.3%

○ここ5年間での地域活動やボランティア活動の有無 (無回答を除く)

ある 37.6%

ない 60.3%

〇上里町社	会福祉協議会の活動・支援として充実して欲しいこと(上位5位、	複数回答)
第1位	身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実	25.4%
第2位	福祉サービスに関する情報発信の充実	24.9%
第3位	在宅生活を支える福祉サービスの充実	24.4%
第4位	住民による見守りや支え合い活動への支援	20.4%
第5位	災害ボランティアの体制づくり	19.5%

- ○上里町社会福祉協議会の認知度については、認知している方は約7割で、その内、約2割は活動内容まで知っているとの回答となっています。
- ○ボランティア活動の有無については、「ある」が37.6%、「ない」が60.3%となっています。
- 〇上里町社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいこと については、「身近なところで気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「福祉サービスに関する情報発信の充実」、「在宅生活を支える福祉サービスの 充実」などが上位にあげられています。

【住民懇談会意見より】

- 〇民生委員・児童委員を通じて、上里町社会福祉協議会や町民福祉課に連絡 する
- 〇民生委員・児童委員も踏み込めない部分を上里町社会福祉協議会が介入する
- ○各地域の子ども、大人、高齢者の参加行事、敬老会で交流を深める
- ○地域住民のサポート内容とケアマネジャーのサポートとのすり合わせを 行い、分担を決めてサポートを行う
- ○要支援者が自らアピールできる場所をつくる
- 〇民生委員·児童委員と上里町社会福祉協議会の連携、また、さらに困難な事例については、上里町社会福祉協議会からの直接的な支援が求められています。
- ○地域住民によるサポートや、身近な地域での交流の場が必要とされています。

【取組方針】

- ○身近な相談場所が求められていることから、地域における福祉活動として、 各種の相談活動や日常生活への支援を進めるとともに、住民の福祉意識を 醸成し、住民による福祉活動への意識を高めます。
- ○住民が主体となった地域福祉活動を促進するため、その中心的な役割を担 う上里町社会福祉協議会の体制強化を図ります。
- ○重点事業として、各小学校区において、ちょっとした困りごとを住民同士で 支え合う組織の立ち上げや、継続的活動を支援します。

【取組内容】

(1) 住民等の福祉活動の支援

取組(下線:重点)	内 容
①生活支援体制整	○各小学校区において、ちょっとした困りごとを住民同
備事業	士で支え合う組織の立ち上げや、継続的活動を支援し
	ます(町受託事業)。
②各地区の活動拠	○地域の既存資源を活用し、各小学校区単位における支
点の確保	え合い活動や相談活動の拠点の確保を図ります。
③スマイル訪問事	〇民生委員・児童委員と連携し、70歳以上のひとり暮ら
業の実施	し高齢者等への訪問活動を実施します。
④ふれあいサロン	○高齢者等の身近な地域での交流や健康づくりの場を提
等設置·活動支援	供するため、ふれあいサロンの運営や新規の立ち上げ
	を支援します。
⑤ボランティアセ	○住民のボランティア活動の相談や活動を支援するた
ンター事業の実	め、個人・団体のボランティア登録、情報提供を行う
施	ボランティアセンターの運営を進めます。
	○災害時のボランティア活動に対応するため、災害ボラ
	ンティアセンターの立ち上げ・運営訓練を実施すると
	ともに、災害ボランティアの養成講座を開催します。
⑥福祉教育の推進	○児童・生徒の福祉への理解や関心を高めるため、小中
	学校福祉体験教室へボランティア派遣などの協力を行
	います。
⑦食の支援活動の	○生活困窮者等の食生活の維持を支援するため、フード
実施	バンク事業及びフードパントリー事業を進めます。

(2)相談活動の推進

取組(下線:重点)	内 容
①相談活動の充実	〇心配ごと相談、弁護士による無料法律相談など、各種
	相談事業の充実を図ります。
②アスポート相談	○生活困窮者の自立を支援するため、アスポート相談支
支援事業の活用	援センター埼玉北部と協働・連携し、包括的な自立支
	援を図ります。

(3)福祉意識の醸成

取組(下線:重点)	内 容
①福祉サービスの	○活動内容を広く住民に普及するため、広報紙「社協だ
情報提供	より」、ホームページ等による情報提供を進めます。
②上里町社会福祉	○福祉に功績のあった方々の表彰及び住民の福祉に対す
大会の開催	る理解と関心を高めるため、上里町社会福祉大会を開
	催します。
③寄付文化の醸成	○赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金などを働きか
	けます。
	○金品、フードバンク、小型家電等の寄付については、
	広報かみさとでの周知や上里町社会福祉大会で感謝状
	の贈呈を行い、寄付文化の醸成を図ります。
	○リサイクル事業と連携した寄付を通じての福祉活動を
	進めていきます。
④ボランティア講	○ボランティア活動に参加できる機会を提供するため、
座等の開催	大人のためのボランティア講座、夏のボランティア体
	験プログラム、小・中学生のボランティアスクールを
	開催します。

(4) 日常生活への支援

取組(下線:重点)	内容
①福祉サービス利	○判断能力が十分でない方の地域での自立した生活を支
用援助事業(あん	援するため、日常的な金銭管理や重要書類の預かり
しんサポート	サービス等を実施します。
ねっと事業)によ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
る支援等の実施	
②法人後見の実施	〇成年後見制度における法人後見の実施体制の整備を図
体制の整備	ります。
③かみさと高齢者	○ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の日常生活を援助
等支え合いサー	するため、協力会員を派遣する支え合いサービス事業
ビス事業	を実施します(町受託事業)。
④ファミリー・サ	○子育て中の保護者の日常生活を支援するため、子ども
ポート・センター	の預かりサービスや送迎等のサービスを行うファミ
事業	リー・サポート・センターを運営します(町受託事業)。
⑤在宅要介護高齢	○在宅の要介護高齢者等を支援するため、紙オムツの配
者等への支援	布、介護用電動ベッドの貸与、車いすなどの福祉機器
	等貸出サービスを実施します。

取組(下線:重点)	内 容
⑥貸付事業の実施	〇一時的に生活の維持が困難になった方を支援するた
	め、福祉資金の貸付事業及び生活福祉資金の貸付事業
	(埼玉県社会福祉協議会)を実施します。

(5)体制の強化

取組(下線:重点)	内 容
①体制強化等	○上里町社会福祉協議会の福祉事業への理解が深められ
	るよう、認知度の向上に努めるとともに、人材確保、
	財務基盤の強化を図ります。
②会員会費募集	○区長及び行政区役員・住民の協力を得て、会員及び会
	費の募集を行います。
	○賛助会員の募集についての取組を進めます。

基本目標5 誰も自殺に追い込まれないまち(第2期上里町自殺対策計画)

【現 状】

- ○誰も自殺に追い込まれることのない、安全で安心して生きることができる まちを実現するためには、町、関係機関、民間団体、学校、事業者、医療機 関、住民等がそれぞれの役割を担い、多様な取組を実施していくことが求め られています。
- 〇上里町では、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、平成31年3月に 「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」の実現を基本理念として「上 里町自殺対策計画」を策定しました。
- 〇*いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)による「地域自殺実態プロファイル2022」では、平成29年から令和3年の上里町の自殺者の特徴から、地域における優先的な課題として推奨される重点施策が示されており、「子ども・若者」「無職者・失業者」「生活困窮者」「高齢者」「勤務・経営」があげられています。
- ○国による「自殺総合対策大綱」の令和4年10月の改正では、子ども・若者、 女性への支援、地域における自殺対策の取組、総合的な自殺対策の更なる推 進・強化が求められていることから、上里町では「地域福祉推進プラン」と 「自殺対策計画」を一体として策定し、総合相談支援体制、生活困窮者支援、 孤独・孤立対策との連携により自殺対策の強化を図ることとしました。
- ○自殺対策の推進にあたっては、自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉や生活の 平穏に十分配慮する必要があります。
- 〇上里町の近年の自殺者数に大きな増減はありませんが、全国的には女性の 自殺者数は増加傾向にあるため、妊産婦や困難を抱えた女性への支援が必 要とされています。
- 〇上里町では、自殺予防への意識を高めるため、「こころの体温計」や「こころの健康相談」、「埼玉いのちの電話」などを周知しています。
- 〇保健センターでは、訪問活動や相談活動を通じて、こころの健康づくりへの 支援を行っています。
- 〇上里町社会福祉協議会では、心配ごと相談や弁護士による無料法律相談、生活福祉資金の貸付の受付などを行っています。
- ○教育委員会では、さわやか相談員、学習支援員等を配置し、児童・生徒への 支援を行っています。
- ○各学校では「いじめ防止基本方針」を策定し、毎月の調査(アンケート等) と年度ごとの見直しを行っています。

【アンケート結果より】

○自殺者が毎年2万人を超えることの認知度(無回答を除く)

知っている 53.1%

知らない 42.6%

○これまでの人生で自殺したいと思ったことの有無(無回答を除く)

思ったことがない 69.5%

思ったことがある 25.4% (女性は30.0%、男性は20.1%)

(30歳代は39.7%、40歳代は34.3%)

○年間自殺者数については、「知っている」が半数以上となっており、また、 約4人に | 人が「自殺したいと思ったことがある」と答えています。

【住民懇談会意見より】

- ○要支援者は声をあげられない
- ○本人や家族からのSOSをどうやって発信させるか
- ○困っている人、悩んでいる人やその家族からのサインをどのように発見するかが重要であると考えられています。
- ■国による「自殺総合対策大綱(令和4年10月)」の基本方針及び基本施策、 上里町の重点施策

自殺総合対策大綱の基本方針

- 1 生きることの包括的な支援として推進する
- 2 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 3 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- 4 実践と啓発を両輪として推進する
- 5 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、 その連携・協働を推進する
- 6 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する

基本施策

- (I) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 住民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

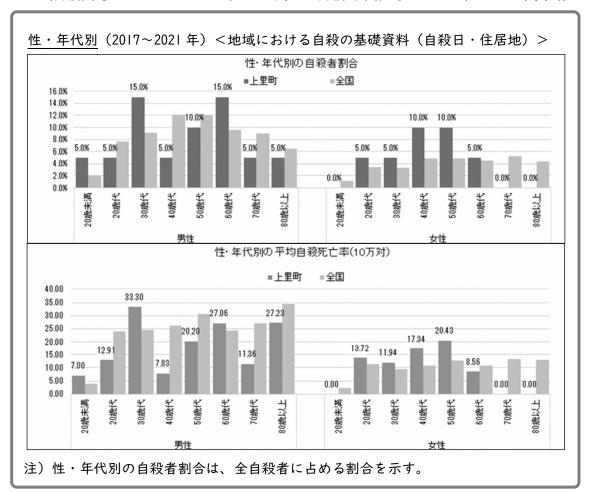
上里町の重点施策

<子ども・若者・女性>

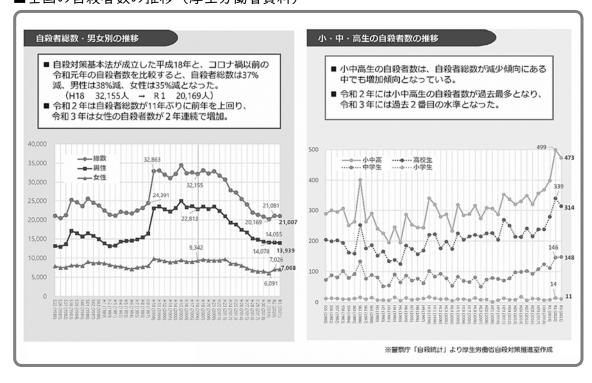
<無職者・失業者>

<勤 務 ・ 経 営 >

■地域自殺実態プロファイル2022 (いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)資料)



■全国の自殺者数の推移(厚生労働省資料)



【取組方針】

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- ○自殺の多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。
- ○自殺対策では「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる支援を推進します。
- (2)関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ○自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を 含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するた めには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。
 - ○自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的 マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携した取組が展開され、今 後、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが 重要です。
- (3)対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
 - ○対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を有機的に連動させることで、総合的に対策を推進します。
 - ○また、事前対応(自殺の危険性が低い段階)・自殺発生の危機対応(自殺発生の危険へ介入する段階)・事後対応(自殺や自殺未遂が生じてしまった段階)等の段階ごとに効果的な施策を講じるとともに、事前対応の更に前段階での取組も推進する必要があります。
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
 - ○危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるということへの 理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である ということが、共通認識となるように普及啓発を行います。
 - ○自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、 その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組 みます。
- (5) 関係機関や団体等の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ○関係機関や団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する
 - ○自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、これらを 侵害することのないよう、自殺対策に関わる人はこのことを改めて認識し、 自殺対策に取り組む必要があります。

【取組内容】

(1) 地域におけるネットワークの強化

取組(下線:重点)	内容	担当課
①上里町地域福祉	○上里町地域福祉計画・上里町地域福	町民福祉課
計画·上里町地域	祉活動計画に基づき、地域住民や民	社会福祉協議会
福祉活動計画に	間団体の自主的な福祉活動を支援	
基づく事業	し、多様な福祉ニーズに対応できる	
(地域福祉推進事業)	ようにするため、住民、行政と上里	
	町社会福祉協議会が協働していく	
	ことを目指します。	
②児玉郡市障害者	○障害者(児)の医療・保健・福祉・	町民福祉課
自立支援協議会	教育及び就労等に関係する機関と	
の開催	のネットワークを構築します。	
③障害者虐待への	○障害者虐待に関する通報・相談窓口	町民福祉課
対応	を設置し、関係機関ネットワークを	
	構築し対応します。	
④ スクールソー	○スクールソーシャルワーカーを活	教育指導課
シャルワーカー	用し、様々な課題を抱えた児童・生	
活用事業	徒に対し、関係機関等とのネット	
	ワークにより、多様な支援方法を用	
	いて課題解決を図ります。	
⑤保幼小中連携事	○保育所、幼稚園、小学校、中学校間	教育指導課
業	で連携し、それぞれの学校生活にス	
	ムーズに移行できる児童生徒を育	
	てることを目指します。	
⑥健康教育·相談事	○各事業を実施する中で、自殺リスク	健康保険課
業等、母子保健事	の高い住民がいた場合には、必要な	
業	支援を提供し、また他の関係機関へ	
	とつなぐ等連携を図り、対応してい	
	きます。	
⑦高齢者虐待防止	○高齢者虐待の防止や早期発見に努め、	高齢者いきいき課
事業	高齢者や養護者への支援を行うとと	
	もに、関係機関へ虐待防止研修を実施	
	して連携体制の強化を図ります。	

取組(下線:重点) <重点施策>	内容	担当課
⑧地域包括ケアシ	○「住まい・医療・介護・介護予防・	高齢者いきいき課
ステム事業	生活支援」を地域で一体的に提供す	
	る地域包括ケアシステムを推進し	
	ます。	
9高齢者への総合	○高齢者等から介護や保健、福祉、生	高齢者いきいき課
相談支援業務	活に関する相談を受け、地域におけ	
	る適切なサービス、機関または制度	
	の利用につなげる等支援し、ネット	
	ワークの構築にも努めます。	
⑩地域包括支援セ	○第Ⅰ号介護予防支援事業、総合相談	高齢者いきいき課
ンターの運営	支援業務、権利擁護業務、包括的・	
<高 齢 者>	継続的ケアマネジメント支援業務、	
	地域ケア会議を行います。	
①青少年健全育成	○青少年健全育成町民会議・青少年問	子育て共生課
町民会議、青少年	題協議会等を開催し、青少年の健全	
問題協議会	育成活動を推進します。	
⑫消費生活対策事	○多重債務トラブルを抱える住民を	産業振興課
業	適切な支援機関へつないでいきま	
	す。	
<u>③ふれあいサロン</u>	○地域の高齢者等と住民が気軽に集	社会福祉協議会
事業	い、相互の交流をとおし、高齢者等	
<高 齢 者>	の孤立感の解消、要介護状態の予防	
	及び地域内での支援体制の確立を	
	図ります。	
⑭徴収の緩和制度	○納付が困難な住民との納税方法の	税務課
としての納税相	相談の中で、生活面で深刻な問題に	
談	より自殺リスクを抱える住民を早	
	期発見・早期対応し、必要に応じて	
	適切な支援機関につなげます。	

(2) 自殺対策を支える人材の育成

取組(下線:重点)	内容	担当課
①ゲートキーパー 養成講座<勤務・経営>	○自殺の危険がある人に気づき、適切 な窓口につなげることができる ゲートキーパーを養成するための	町民福祉課
	講座を実施します。	
②保健師等育成事	〇研修や自己研鑽を行います。	健康保険課
業	○職場における指導等を通し、専門能	高齢者いきいき課
	力を積み上げ支援に活かしていき	町民福祉課
	ます。	子育て共生課

(3) 住民への啓発と周知

取組(下線:重点)	内容	担当課
①福祉ガイドブッ	○各種福祉制度についてガイドブッ	町民福祉課
ク作成	クを作成・配布することにより、適	高齢者いきいき課
	切なサービスを利用できるよう情	
	報を提供し、生活の質の向上等を図	
	ります。	
②こころの体温計	〇町のホームページからこころの体	町民福祉課
	温計へのアクセスを可能にし、自ら	
	のメンタルヘルスチェックを行う	
	ことができるようにします。	
③母子保健事業	○妊娠期から子育て期にわたり、切れ	健康保険課
	目ない支援を行います。	
④職場での各種ハ	○パワハラ、セクハラ、マタハラなど、	子育て共生課
ラスメント防止	職場におけるハラスメントの防止	産業振興課
啓発事業 <勤務・経営>	に向けた普及・啓発を図ります。	
⑤自殺者等への配	○自殺者や自殺未遂者、親族等の名誉	町民福祉課
慮	や生活の平穏への配慮について、普	
	及・啓発を図ります。	

(4) 生きることの促進要因への支援

取組(下線:重点) <重点施策>	内容	担当課
①ひとり暮らし等	 ○民生委員・児童委員による見守り及	町民福祉課
施策(民生委員・	び安否確認を行い、必要に応じて適	3 7 4 III III II
児童委員活動)	切な相談機関につなげます。	
②生活困窮者自立	○生活困窮世帯に対し必要な相談支	町民福祉課
支援事業	援を行います。その世帯の安定した	社会福祉協議会
<無職者・失業者>	生活と経済的自立を目的に関係機	
<生活困窮者>	関と連携し支援します。	
③障害者相談員に	○身体・知的障害者相談員による相談	町民福祉課
よる相談業務	業務を行います。	
④福祉総合相談	○住民の福祉や利便性向上のため、福	町民福祉課
<子ども・若者・女性>	祉に関する相談を実施します。	高齢者いきいき課
<無職者・失業者>		子育て共生課
<高齢者>		社会福祉協議会
⑤各種手当支給事	〇在宅重度心身障害者手当・心身障害	町民福祉課
務	者福祉手当・障害児福祉手当・特別	子育て共生課
	児童扶養手当を支給するための各	
	種手続きを行います。	
⑥重度心身障害者	○重度心身障害者医療費に関する各	町民福祉課
医療費助成	種手続きを行います。	
⑦精神保健福祉事	○精神障害者の早期発見・早期治療・	町民福祉課
業	社会復帰促進に関する支援や、精神	
<勤務・経営>	障害者(疑い含む)及びその家族へ	
	の個別支援を行います。	
	○各種申請・届出、精神保健福祉相談・	
	訪問指導等を実施します。	
⑧就学援助と特別	○経済的理由により就学困難な児童・	教育総務課
支援学級就学奨	生徒に対し、給食費・学用品費等を	
励補助に関する	補助します。	
事務	○特別支援学級在籍者に対し、就学奨	
○ 当 4 融 日 ¬ ↓ ;	励費の補助を行います。 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	₩ ★ //\ マセ ンロ
⑨学校職員ストレ	○労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチャックを実施	教育総務課
スチェック事業	員等のストレスチェックを実施 し、メンタル不調の未然防止を図	
	し、メンタルや調の未然的止を図ります。 ります。	
 ⑩教育相談(いじめ		 教育指導課
含む)	に関する相談を、教育相談員(心理)	17日1日4104
	が対面や電話相談で受付ます。	
	72]

取組(下線:重点)	内容	担当課
<重点施策> ①学級満足度調査	 ○児童・生徒の心理面や学級集団を客	教育指導課
	観的に把握し、学級経営や授業を改	
	善します。	
⑫生活指導•健全育	○問題行動の未然防止を含めた児童・	教育指導課
成(教職員向け研	生徒の健全育成のために、研修体制 を充実させます。	
修等)	○交通事故に関する相談者にリーフ	ノミ」ウム細
③交通安全対策に 関する事務	し、人の配布や情報機関の周知を	くらし安全課
因りる事物	図ります。	
―――――――――――――――――――――――――――――――――――――	○老人クラブへの活動費を助成しま	高齢者いきいき課
	す。	
⑤養護老人ホーム	○65歳以上で経済的理由等により、自	高齢者いきいき課
への入所	宅での生活が困難な高齢者の入所	
⑥ 人	手続きを行います。	古松老いさいさ細
⑥介護給付に関す る事務	○介護サービス、介護予防サービスの 給付、介護サービス利用者負担軽減	高齢者いきいき課
る事物	の実施、サービス利用等相談支援を	
	行います。	
⑦認知症ほっと相	○町内のグループホームにおいて、認	高齢者いきいき課
談事業	知症介護の相談を受けます。	
⑧利用者支援事業	○妊娠期から子育て期まで切れ目な	子育て共生課
<子ども・若者・女性>	く、子どもとその保護者に必要な支	健康保険課
	援を提供します。(子育て世代包括	
@ 7 154 7 7 7 7 4	支援センター)	フカーサル部
⑨子ども・子育て支 短恵世計玉の批准	○子ども・子育て支援事業計画を推進	子育て共生課
援事業計画の推進 <子ども・若者・女性>	し、子育てしやすい環境を整えま す。	
②要保護児童対策	^{y 。} □○ケース会議、実務担当者会議等、関	 子育て共生課
地域協議会事業	係機関との連絡調整や情報交換を	J 月 (八 工
の充実	実施します。	
<子ども・若者・女性>	○児童虐待や育児相談等、児童に関す	
	る支援を実施します。	
②保育の実施	○公立保育所・私立保育所等による保	子育て共生課
	育・育児相談、保護者による家庭保	
	育が困難な乳幼児の保育を実施し	
	ます。	
②人権啓発事業	○人権擁護委員に関する事務、人権意	子育て共生課
	識を高めるための啓発を行います。	

取組(下線:重点)	内容	担当課
②児童扶養手当支	○児童扶養手当の支給に関する受付・	子育て共生課
給事業	県への進達事務等を行い、ひとり親	
	家庭等の福祉の向上を図ります。	
②心配ごと相談事	〇日常生活の悩みや心配ごとを相談員	子育て共生課
業、無料法律相談	が聞き、問題解決に向け共にその方策	社会福祉協議会
	を探り、相談者の心的負担を少しでも	
	軽減するための支援を行います。	
	○弁護士による法律に関する相談の	
	受付、問題解決に向けた指導助言を	
	行います。	
◎彩の国あんしん	○制度の狭間の問題や生活困窮等の	社会福祉協議会
セーフティネッ	福祉課題に対して、社会福祉法人が	
ト事業	柔軟に対応し、社会貢献活動として	
	の相談支援事業を実施します。	
30放課後子供教室	○放課後等の教室・校庭・体育館等の	生涯学習課
事業	学校施設を有効に活用し、地域のボ	
	ランティアの支援により様々な子	
	ども達の活動を実施します。	
②水道料金徴収業	○料金滞納者に対する料金徴収事務、	上下水道課
務	納付に関する相談を受付ます。	
28上里町総合計画	〇上里町総合振興計画及び上里町ま	総合政策課
審議会及び地方	ち・ひと・しごと創生総合戦略の進	
創生推進審議会	捗状況等について審議するととも	
	に、地域の施策等に対しても意見を	
	求めることで、地域の考えを踏まえ	
	た行政運営を進めます。	
②フードバンク事	○生活困窮者等に対し、緊急的に食料	社会福祉協議会
業、フードパント	を提供します。	
リー事業		
③新型コロナウイ	○新型コロナウイルス感染症により	町民福祉課
<u>ルス感染症によ</u> る課題への対応	職を失った方を支援するため、生活	
<無職者・失業者>	困窮者自立支援制度等に関する情	
<生活困窮者>	報提供を進めます。	
<勤務・経営>		

(5) 子ども・若者・女性の自殺対策の推進

取組(下線:重点)	内容	担当課
①いじめ・不登校対	○さわやか相談員の配置や、スクール	教育指導課
策事業	カウンセラーとの連携強化を図りま	
<子ども・若者・女性>	す。	
	○フォーラムの開催や、各校のいじめ	
	防止基本方針の点検と見直し、個別	
	支援等を通じて、いじめの早期発	
	見、即時対応、継続的な再発予防を	
	図ります。	
	○児童生徒がこころの健康を保持でき	
	るよう、命の大切さ・尊さ、SOSの	
	出し方などへの正しい理解や適切	
	な対応についての教育を進めます。	
	○学校教育活動の全体を通じて、児童	
	生徒が自尊感情や自己肯定感を得	
	られ、生きることの意味を感じられ	
	る教育を実施します。	
②不登校児童生徒	〇不登校児童生徒を対象にした適応指	教育指導課
支援事業	導教室を設置するとともに、不登校	
	児童生徒の集団再適応、自立を援助	
	する学習・生活指導等を実施します。	
③子どもの居場所	〇民間団体と連携し、子ども食堂など	町民福祉課
づくり	子どもの居場所の運営支援に努め	社会福祉協議会
	ます。	
④妊産婦等への支	○身体的・精神的な悩みや不安を抱え	子育て共生課
援の充実	た妊産婦等を支援するため、相談支	健康保険課
<子ども・若者・女性>	援等を進めます。	町民福祉課
⑤困難な問題を抱	○性犯罪や性暴力被害など困難な問題	子育て共生課
える女性への支	を抱える女性を支援するため、関係	
援	機関と連携し相談支援に努めます。	
<子ども・若者・女性>	○配偶者等からの暴力の相談に対応	
	するため、関係機関と連携し、相談	
	支援に努めます。	

基本目標 6 本人らしい生活の実現(上里町成年後見制度利用促進基本計画) 【成年後見制度の概要】

~ 成年後見制度とは ~

- ○認知症、知的障害、精神障害などによって、ひとりで決めることに不安や心 配がある人が、いろいろな契約や手続きをするときに、成年後見人等が保護 し、支援する制度です。
- ○成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。
- ○法定後見制度は、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる(選任される)制度です。本人の判断能力に応じて3つの類型が用意されています。

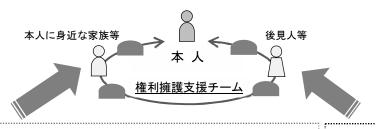
補助:重要な手続・契約の中で、ひとりで決めることに心配がある方

保佐:重要な手続・契約などを、ひとりで決めることが心配な方

後見:多くの手続・契約などを、ひとりで決めることが難しい方

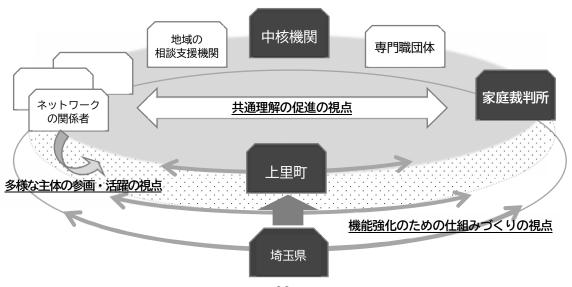
成年後見人等は、本人の家族や親族のほか、福祉や法律の専門職(社会福祉士、司法書士、弁護士等)などがなります。また、専門的な研修を受けた地域の人(市民後見人)や後見をしてくれる団体(法人)などがなる場合もあります。

- ○任意後見制度は、あらかじめ本人自らが選んだ人(任意後見人)に、ひとりで決めることが心配になったときに代わりにしてもらいたいことを契約(任意後見契約)で決めておく制度です。
- ■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能

①権利擁護の相談支援、②権利擁護支援チームの形成支援、 ③権利擁護支援チームの自立支援 家庭裁判所による 「制度の運用・監督」機能



項目	内 容
権利擁護	○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な
支援チーム	親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に
	本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行
	う仕組みです。
	○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じて、法
	律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、
	適切に本人の権利擁護が図られるようにします。
協議会	○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を
	強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。
	○成年後見制度を利用する事案に限定することなく、「権利擁護支援
	チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行え
	るように協議の場を設けます。中核機関が事務局機能を担います。
中核機関	○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制です。
	[役割]
	・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を
	受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容
	の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行います。
	・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコー
	ディネート(協議会の運営等)を行います。

【現 状】

- 〇地域共生社会の実現を目指すうえでは、本人らしい生活を実現するために権利 擁護を支援することが必要となります。成年後見制度の利用を推進し、意思決 定時の権利行使の支援を必要とする人、虐待や財産の侵害から自身を守るため に支援が必要な人が、地域社会に参加し、共に自立した生活が送れることを支 援しています。
- ○近年の人口減少、高齢化、単身世帯の増加等により、地域社会から孤立する人 や身寄りがないことで生活に困難を抱える人が増えており、成年後見制度の必 要性が高まっています。
- ○成年後見制度を普及するため、成年後見相談ダイヤル事業や住民向けの講 座など、各種の広報媒体で制度を紹介しています。
- ○高齢者や障害者、児童への虐待を防止するため、通報・相談体制を充実する とともに、要保護児童対策地域協議会のような多機関の連携により対応し ています。
- ○身寄りのない高齢者や虐待を受けた高齢者・障害者等、親族による申し立て が見込めない人が、認知症や精神疾患等の理由により判断能力が不十分と なった際に、町長による申し立ての支援をしています。
- 〇上里町社会福祉協議会では、福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート ねっと事業)により金銭管理や重要書類の預かり等を行っているほか、成年 後見制度における法人後見の取組を検討しています。

【アンケート結果より】

○成年後見制度の認知度(無回答を除く)				
知っている	28.5%			
聞いたことはあるが、内容はよく知らない	39.5%			
知らない	26.0%			
○成年後見制度の課題だと思うこと(上位3位、	複数回答)			
第1位 手続きが大変そう	39.7%			
第2位 制度の内容がよくわからない	31.7%			
第3位 どこに相談してよいかわからない	31.4%			

〇成年後見制度の認知度については、制度の内容まで知っていると回答した 方は3割以下となっています。

【住民懇談会意見より】

- 〇要支援者の考えや気持ちをまずは理解する "どうしたいのか?" "何が不安か?" "何が苦手か?" "対人関係は苦手か?" など
- ○要支援者と交流を重ねて、どんなサービスを受けたいか把握する
- 〇要支援者の意思や意向を把握し、支援することの重要性があげられていま す。

【取組方針】

○地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続できるように するため、成年後見制度等の周知及び要支援者の把握に努め、相談や利用手 続きの支援を行うとともに、成年後見制度の実施体制の整備に取り組みます。

【取組内容】

(1) 成年後見制度等の周知及び利用支援

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①成年後見制度等	○住民の成年後見制度への理解を深	町民福祉課
の普及	めるため、町広報紙、ホームページ、	高齢者いきいき課
	住民向けの講座等による情報提供	社会福祉協議会
	を進めます。	
	〇上里町社会福祉協議会による福祉	
	サービス利用援助事業(あんしんサ	
	ポートねっと事業)の普及を図りま	
	す。	

取組(下線:重点)	内容	担当課
②成年後見制度等	○成年後見制度に関する相談窓口を	町民福祉課
の利用支援	周知していきます。	高齢者いきいき課
	〇本人や親族等による制度利用の申	
	立てが困難な場合に、町長が代わっ	
	て申立てを行う等の成年後見制度	
	利用支援事業を進めます。	

(2) 成年後見制度の実施体制の構築

取組(下線:重点)	内 容	担当課
①中核機関の整備・	○成年後見制度の実施体制を確保す	町民福祉課
運営	るため、中核機関の運営の充実及び	高齢者いきいき課
	協議会の整備に努めます。	
②担い手の確保・育	○制度の利用を支援する人材を確保	町民福祉課
成	するため、市民後見人養成について	高齢者いきいき課
	の情報提供を進めます。	
	○成年後見制度における法人後見の	社会福祉協議会
	実施体制の整備を進めます。	
③地域の見守り活	○民生委員・児童委員、居宅介護支援	町民福祉課
動等との連携	事業者等と連携し、制度の利用が望	高齢者いきいき課
	ましい方への情報提供及び利用へ	
	の支援に努めます。	
④地域連携ネット	○権利擁護支援を担う福祉・行政・法	町民福祉課
ワークの整備	律専門職・家庭裁判所等の関係者が	高齢者いきいき課
	連携・協力し、制度利用者の状況に	
	応じた適切な支援につなげるため、	
	地域連携を進めるネットワークの	
	整備を図ります。	

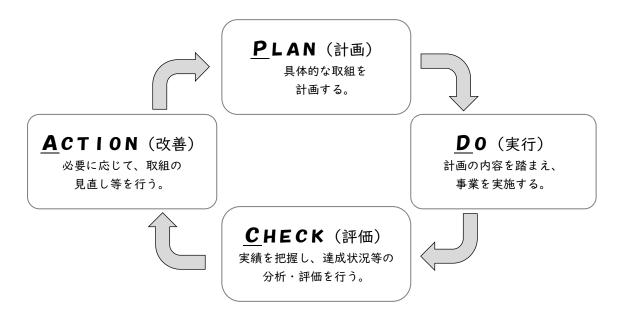
第5章 計画の推進

第 | 節 計画の推進体制

- Ⅰ 町全体による推進組織の設置
 - ○住民、福祉ボランティア団体、福祉サービス提供事業者、上里町、上里町社会福祉協議会、関係機関による「(仮称)地域福祉推進協議会」の設置を検討し、協議会による課題の共有や意見交換等を行い、計画を推進します。
- 2 支部社協単位での地域福祉活動の推進
 - 〇上里町社会福祉協議会における支部社協(各小学校区)単位により、地域の 要支援者等の把握及び支援活動の促進を図ります。

第2節 進行管理

- I 計画の進捗状況の把握
 - 〇上里町及び上里町社会福祉協議会において、PDCAのサイクルにより計画の進捗状況の把握・事業内容の見直しを行います。



2 進捗状況の確認・検討

〇「(仮称) 地域福祉推進協議会」の設置を検討し、計画の進捗状況の確認を 行います。

資料編

- 策定委員会設置要綱・名簿
 - ○上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画・上里町自殺対策計画・ 上里町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

平成29年6月9日告示第 61号

改正

令和4年6月9日告示第126号令和5年1月26日告示第21号

上里町地域福祉計画·上里町地域福祉活動計画·上里町自殺対策計画· 上里町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 | 条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく上里町地域福祉計画及び上里町地域福祉活動計画、自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づく上里町自殺対策計画並びに成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律29号)第14条第 | 項に基づく上里町成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画・上里町自殺対策計画・上里町成年後見制度利用促進基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他の計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱 又は任命する。
- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉等関係団体の代表者
- (3) 社会福祉施設の関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する策定が終了するまでの期間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を各 | 人置き、委員の互選によりこれを 定める。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。 (庶務)
- 第7条 委員会の庶務は、町民福祉課及び社会福祉協議会において処理する。 (委任)
- 第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

Ⅰ この告示は、平成29年7月 Ⅰ日から施行する。

(招集の特例)

- 2 第6条の規定に関わらず、この要綱の施行後最初に招集する委員会は、町長が招集する。
- 附 則(令和4年6月9日告示第126号)
- この告示は、公示の日から施行する。
- 附 則(令和5年1月26日告示第21号)
- この告示は、公示の日から施行する。

上里町地域福祉推進プラン策定委員会委員名簿

No.		氏	名		所属詳細	備考
1	戸		吉	雄	区長会長	委員長
2	岩	田	義	典	民生委員・児童委員協議会会長	令和4年 11月30日まで
	木	村	達	夫	(八工女員·)	令和4年 12月 日から
3	丸	山	眞	司	老人クラブ連合会会長	副委員長
4	澤	井	活	子	ボランティア連絡会会長	
5	小	林	教	盛	本庄地区保護司会 上里支部長	
6	設	樂	敬	Ξ	社会福祉法人 明正会 理事長	
7	岩	田	智	教	萠美チェリッシュこども園 園長	
8	佐	藤		裕	社会福祉法人 梨花の里 理事長	
9	石	井	健	_	埼玉県北部福祉事務所 生活保護・地域福祉担当部長	
10	飯	塚	郁	代	子育て共生課長	
11	及	Ш	慶	_	健康保険課長	
12	間々	7 田	由	美	高齢者いきいき課長	
13	望	月		誠	教育総務課長	

- 2 作業部会設置要綱・名簿
 - ○上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画・上里町自殺対策計画・ 上里町成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会設置要綱

平成29年6月9日訓令第6号

改正

平成31年3月28日訓令第1号 令和4年6月9日訓令第25号 令和5年1月26日訓令第5号

上里町地域福祉計画·上里町地域福祉活動計画·上里町自殺対策計画· 上里町成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第 1 条 上里町地域福祉計画及び上里町地域福祉活動計画、上里町自殺対策計画並びに上里町成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、庁内の関係各課及び上里町社会福祉協議会の職員により必要な事項を検討するため、上里町地域福祉計画・上里町地域福祉活動計画・上里町自殺対策計画・上里町成年後見制度利用促進基本計画策定作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 作業部会は、次に掲げる事務を所掌する。
- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる庁内各課及び社会福祉協議会の職員をもって組織する。

(任期)

- 第4条 部会員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。 (部会長及び副部会長)
- 第5条 作業部会に、部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 2 副部会長は、部会長が指名する部会員をもって充てる。
- 3 部会長は、作業部会を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。
- 2 作業部会は、部会員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。 (関係者の出席)
- 第7条 部会長は、必要があると認めるときは、会議に部会員以外の関係職員を 出席させることができる。

(庶務)

第8条 作業部会の庶務は、町民福祉課及び社会福祉協議会において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月9日訓令第25号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年1月26日訓令第5号)

この訓令は、公示の日から施行する。

別表(第3条関係)

所	属
総合政策課	政策調整係
くらし安全課	防災安全係
町民福祉課	社会福祉係
子育て共生課	子育て支援係
健康保険課	保健推進係
高齢者いきいき課	高齢介護係
高齢者いきいき課	地域包括支援係
教育総務課	教育庶務係
社会福祉協議会	

上里町地域福祉推進プラン策定作業部会員名簿

No.	部署	係 名		氏	名		備考
1	総合政策課	政策調整係	戸	部	千	愛	
2	くらし安全課	防災安全係	齋	藤	雄	士	
3	町民福祉課	社会福祉係	坂	本	慶	之	
4	子育て共生課	子育て支援係	塚	越	亮	壮	
5	健康保険課	保健推進係	萩	原	順	子	副部会長
6	高齢者いきいき課	高齢介護係	横	尾	慎	也	
7	高齢者いきいき課	地域包括支援係	細	谷	未	来	
8	教育総務課	教育庶務係	吉	村	香	織	
9	社会福祉法人 上里町社会福祉協議会	社会福祉協議会	長名	孙	美	佳	部会長

3 事務局

上里町地域福祉推進プラン策定事務局

氏	名		所属
亀 田	真	司	上里町役場 町民福祉課長
金井]	功	上里町役場 町民福祉課 社会福祉係長
間々田	明	美	上里町社会福祉協議会 事務局長
福田	和 :	之	上里町社会福祉協議会 主任

4 策定経過

年 月 日	内 容
令和3年8月26日	〇上里町地域福祉推進プランにかかわる住民アンケート
~10月22日	の実施
令和4年7月	〇上里町地域福祉推進プランの進捗状況調査の実施
7月28日	○第Ⅰ回上里町地域福祉推進プラン策定作業部会
	・上里町地域福祉推進プランの概要等について
	・令和3年度実施 住民アンケートについて
	○各課ヒアリングの実施
8月3日	○第Ⅰ回上里町地域福祉推進プラン策定委員会(書面開催)
	・上里町地域福祉推進プランの概要等について
	・令和3年度実施 住民アンケートについて
9月29日	〇上里町地域福祉推進プランの策定にかかわる
	住民懇談会(地域福祉を考える会)の開催
10月28日	○第2回上里町地域福祉推進プラン策定作業部会
	・上里町地域福祉推進プラン(素案)について
10月31日	○第2回上里町地域福祉推進プラン策定委員会
	・上里町地域福祉推進プラン(素案)について
12月7日	○第3回上里町地域福祉推進プラン策定作業部会
	・上里町地域福祉推進プラン(素案)について
12月23日	○第3回上里町地域福祉推進プラン策定委員会
	・上里町地域福祉推進プラン(素案)について
令和5年1月6日	〇パブリックコメントの実施
~2月7日	・提出者2名、意見数16件
2月10日	○第4回上里町地域福祉推進プラン策定作業部会
	・パブリックコメント結果及び回答について
2月16日	○第4回上里町地域福祉推進プラン策定委員会
	・パブリックコメント結果及び回答について

5 用語説明

行	用語	内 容
あ	アスポート	埼玉県社会福祉協議会の事業であり、アスポート相談支援
	相談支援セ	センター埼玉北部(寄居町保健福祉総合支援センター内)
	ンター	が上里町を担当し、生活困窮者に対する包括的な支援を
		行っています。
	いのち支え	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研
	る自殺対策	究及びその成果の活用等の推進に関する法律が定める指定
	推進セン	調査研究等法人です。
	ター(JS	(JSCPは Japan Suicide Countermeasures Promotion
	CP)	Center の略)
か	傾聴	相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり
		聴くという面接の基本的な姿勢のことです。高齢者や障害
		者、災害の被災者等の悩みや不安、寂しさなどについてじっ
		くり話を聴きその悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手
		のこころのケアを行う活動です。
	ゲートキー	
	パー	る人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につな
		げ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の
		門番」とも位置付けられる人のことです。
	コグニサイ	国立長寿医療研究センターが開発した運動と認知課題(計
	ズ	算、しりとりなど)を組み合わせた、認知症予防を目的とし
		た取組の総称を表した造語です。英語のcognition(認知)
		と exercise (エクササイズ 運動) を組み合わせて
		cognicise (コグニサイズ) と言います。Cognitionは脳に認
		知的な負荷がかかるような各種の認知課題が該当し、
		Exercise(エクササイズ)は各種の運動課題が該当します。
	1 3 2 -	福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む
	ティソー	人の関係性を豊かに再構築する機能を担う専門職です。地
	シャルワー	域に出向くなど様々な方法で、福祉サービスを必要として
	カー	いる人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いな
		がら、その人と同じような問題を抱える人を把握・発見し、 そのしたたるのも揺のネットロークの組織化を図ります。
ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	さわやか相	その人たちへの支援のネットワークの組織化を図ります。 児童生徒・保護者との相談や援助、いじめ及び不登校等の
さ	談員	対応に関する方です。
	ジョブロー	職員の能力開発や就労意欲を維持するため、多様な業務を
	テーション	経験できるよう定期的に職員を異動することです。
	スクール	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題
	ソーシャル	に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用い
	ワーカー	て、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行
		う社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な
		資格を有する者です。

行	用語	内 容
	スクールカ	問題行動・不登校等の生徒指導上の諸課題の解決を図るた
	ウンセラー	め、児童生徒や保護者、教職員に対し、専門的な知識・経験
		に基づいて、相談に応じ、適切に助言や援助ができる専門
		家で、公認心理師、臨床心理士、精神科医などです。
	生活支援	地域支え合い推進員とも呼ばれ、地域の専門職や住民で組
	コーディ	織された協議体と協力しながら自分たちの町を良くしてい
	ネーター	くために地域の様々な活動を発掘・開発し、他の活動とつ
		なげたり、組み合わせたりする調整役を担います。
	生活支援体	地域の住民、団体、企業と行政の協働により、社会参加、介
	制整備事業	護予防、生活支援につながる活動やサービスが充実した地
		域を目指し、生活支援コーディネーターの配置や協議体の
		設置などにより、高齢者を支える地域づくりを進める事業
		です。
た	地域共生社	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分
	会	野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超
		えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と
		資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとり
		の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。
な	ノーマライ	障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生
	ゼーション	きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すという考え
	_ > 11	方です。
は	ファミリー・	乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦
	サポート・セ	等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者(依頼
	ンター事業	会員) と当該援助を行いたい者(提供会員)、及び両方会員
	运过	による相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業です。
	福祉教育 	国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が、主に住民
		を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促 まための講習、広知などの毛のにより行う教育では、党校
		すための講習、広報などの手段により行う教育です。学校 でも児童・生徒に対して福祉教育が行われています。
	 福祉サービ	上里町内で在宅生活をされている高齢者や知的障害・精神
	ス利用援助	「
	事業(あん	地域で安心して生活がおくれるように、定期的に訪問し、
	しんサポー	福祉サービスの利用の援助や、暮らしに必要なお金の出し
	トねっと事 業)	入れのお手伝いをする事業です。
	フードバン	企業や家庭から発生する、賞味期限が近い食品を寄付しても
	2	らい、食べ物を必要としている人のもとへ届ける活動です。
	フードパン	元々「食品貯蔵庫」のこと。最近では、必要な人に食べ物を
	トリー	無料で配布する支援活動を指すようになりました。

行	用語	内 容
	フェイス	登録した利用者だけが参加できる情報の閲覧システムの一
	ブック	つです。
わ	我が事・丸	地域共生社会への実現に向け、「他人事」になりがちな地域
	ごと	づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕
		組みを作っていくとともに、地域づくりの取組の支援と、
		公的な福祉サービスへのつなぎを含めた「丸ごと」の総合
		相談支援の体制整備を進めていくこと。

上里町地域福祉推進プラン

第3期上里町地域福祉計画·第2期上里町地域福祉活動計画 第2期上里町自殺対策計画·上里町成年後見制度利用促進基本計画

発 行/上里町・社会福祉法人 上里町社会福祉協議会 発行日/令和5年3月

編 集/上里町町民福祉課

〒369-0392 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5518番地 電話 0495-35-1221 FAX 0495-33-2429

社会福祉法人 上里町社会福祉協議会 〒369-0306 埼玉県児玉郡上里町大字七本木5591番地 電 話 0495-33-4232 FAX 0495-33-4248